

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案・新旧対照条文 目次

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）（第一条関係）	1
○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）（第二条関係）	63
○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）（第三条関係）	81
○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）（第四条関係）	85
○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）（第五条関係）	88
○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（抄）（第六条関係）	90
○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（抄）（第七条関係）	92
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第八条第一号関係）	94
○ 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）（抄）（附則第八条第二号関係）	95
○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）（附則第八条第三号関係）	97
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（附則第九条第一号関係）	102
○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（抄）（附則第九 九条第二号関係）	104

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）（附則第九条第三号関係）	106
○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）（附則第十条関係）	107
○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（抄）（附則第十一条関係）	110
○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）（抄）（附則第十二条関係）	112

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）（第一条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（初任給調整手当） 第十條の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。 一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万八千六百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万二千六百円 三 科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額十万円 四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により	（初任給調整手当） 第十條の四 （同上） 一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万七千六百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万二千百円 三・四 （同上） 2・3 （同上）

第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があるものと認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。
3 前二項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第一種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（広域異動手当）
第十一条の八

職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合を含む。）は、当該職員に、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められな

（広域異動手当）
第十一条の八（同上）

い。場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。	一 三百キロメートル以上 百分の十六	二 六十キロメートル以上三百キロメートル未満 百分
の八	2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から三年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当を支給することとなる期間に当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。	3 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給	2 5 (同上)	一 三百キロメートル以上 百分の十 二 六十キロメートル以上三百キロメートル未満 百分

給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。
この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に
関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(宿日直手当)

第十九条の二 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、五千円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万四千円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては八千円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が勤務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、七千五百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては三万六千円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては一万二千元）を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万五千円を超えない範囲内において人事院規則で定める月額額の宿日直手当を支給する。
3 前二項の勤務は、第十六条から第十八条までの勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

(宿日直手当)

第十九条の二 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千七百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万二千五百円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千七百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が勤務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、七千五百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては三万三千七百五十円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては一万五千五百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。
2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万三千五百円を超えない範囲内において人事院規則で定める月額額の宿日直手当を支給する。
3 (同上)

(期末手当)

下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合
には百分の百二十八・七五（行政職俸給表（一）の適用を受
ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同
表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員
でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当す
るもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員
を除く。第十九条の七第二項第一号イ及び第二号におい
て「特定管理職員」という。）にあつては、六月に支給
する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合
には百分の百八・七五、指定職俸給表の適用を受ける職
員にあつては、六月に支給する場合には百分の六十七・
五、十二月に支給する場合には百分の七十）を乗じて得
た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員
の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に
定める割合を乗じて得た額とする。

一	六箇月	百分の百
二	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
三	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
四	三箇月未満	百分の三十

定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適
用については、同項中「百分の百二十六・二五」とある
のは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二十八・七

2 | 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十六・

二五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項第一号イ及び第二号において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百六・二五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」

五」とあるのは「百分の七十三・七五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。	4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額合計額とする。	5 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の程度を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に百分の二十五を超える範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。	6 第二項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、人事院規則で定める。	（勤勉手当）
---	---	---	--	---------------

とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

4
5
6 （同上）

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）について	も、同様とする。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額	イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百六・二五（特定管理職員にあつては、百分の百二十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十八・七五）を乗じて得た額の総額 ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百
第十九条の七 （同上）	2 （同上）	一 （同上）	イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の百六・二五（特定管理職員にあつては、百分の百二十六・二五）を乗じて得た額の総額	ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百七・五を乗じて得た額の総

七・五、十二月に支給する場合には百分の百十を乗じて得た額の総額	二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五）を乗じて得た額の総額	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。	4 第十九条の四五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。	5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第九条の七第一項に規定する基準日をいう。）」から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第十九条の七第一項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」と読み替えるものとする。	第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院が指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項	額	二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）を乗じて得た額の総額	3 5 (同上)	第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院が指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項
---------------------------------	--	---	--	---	---	---	---	-------------------------	---

3 予算の範囲内で、給与を支給する。他の二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定めがない限り、これらの規定に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。	2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員について、は、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、給することができる。
2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員について、は、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、給することができる。	2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員について、は、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、給することができる。

現 行												改 正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)												別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
イ 行政職俸給表(一)												イ 行政職俸給表(一)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
職員の 区分	勤務 の級	号 俸	俸給月額										職員の 区分	勤務 の級	号 俸	俸給月額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級				1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円

[illegible]

	89	267,100	306,700	356,700															
	90	267,400	307,000	357,100															
	91	267,700	307,300	357,500															
	92	268,000	307,600	357,900															
	93	268,300	307,800	358,100															
	94		308,000	358,400															
	95	308,300	308,300	358,800															
	96	308,700	308,700	359,100															
	97		308,900	359,400															
	98	309,200	309,200	359,800															
	99	309,500	309,500	360,200															
	100	309,900	309,900	360,600															
	101		310,100	361,100															
	102	310,400	310,400	361,500															
	103	310,700	310,700	361,900															
	104	311,000	311,000	362,300															
	105	311,200	311,200	362,800															
	106	311,500	311,500	363,200															
	107	311,800	311,800	363,500															
	108	312,100	312,100	363,800															
	109		312,300	364,200															
	110	312,600	312,600																
	111	313,000	313,000																
	112		313,300																
	113		313,500																
	114	313,700	313,700																
	115	314,000	314,000																
	116		314,400																
	117	314,600	314,600																
	118	314,800	314,800																
	119	315,100	315,100																
	120		315,400																
	121	315,700	315,700																
	122	315,900	315,900																
	123	316,200	316,200																
	124		316,500																
	125		316,800																
定年前任用短時間勤務職員		基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100								
備考 この表は、他の給給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。																			

	89	276,400	316,200	367,500															
	90	276,700	316,500	367,900															
	91	277,000	316,800	368,300															
	92	277,300	317,100	368,700															
	93	277,600	317,300	368,900															
	94		317,500	369,200															
	95	317,800	317,800	369,600															
	96	318,200	318,200	369,900															
	97		318,400	370,200															
	98	318,700	318,700	370,600															
	99	319,000	319,000	371,000															
	100	319,400	319,400	371,400															
	101		319,600	371,900															
	102	319,900	319,900	372,300															
	103	320,200	320,200	372,700															
	104	320,500	320,500	373,100															
	105	320,700	320,700	373,600															
	106	321,000	321,000	374,000															
	107	321,300	321,300	374,300															
	108	321,600	321,600	374,600															
	109		321,800	375,000															
	110	322,100	322,100																
	111	322,500	322,500																
	112		322,800																
	113		323,000																
	114	323,200	323,200																
	115	323,500	323,500																
	116		323,900																
	117	324,100	324,100																
	118	324,300	324,300																
	119	324,600	324,600																
	120		324,900																
	121	325,200	325,200																
	122	325,400	325,400																
	123	325,700	325,700																
	124		326,000																
	125		326,300																
定年前任用短時間勤務職員		基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円	基 給月額 円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200								
備考 この表は、他の給給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。																			

現 行						改 正 案						
行政職俸給表(二)						行政職俸給表(二)						
職員の 区分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
		俸給月額	修給月額	俸給月額	修給月額	俸給月額	修給月額	俸給月額	修給月額	俸給月額	修給月額	
1	1	198,200 円	240,400 円	260,400 円	291,600 円	319,000 円		207,900 円	249,900 円	270,300 円	301,900 円	330,200 円
2	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300		209,600	250,600	271,200	302,600	331,500
3	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600		211,300	251,400	272,100	303,300	332,800
4	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800		213,000	252,100	273,000	303,800	334,000
5	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700		214,700	252,800	274,000	304,400	335,000
6	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900		216,400	253,500	274,900	305,000	336,200
7	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100		218,000	254,300	275,900	305,600	337,400
8	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200		219,600	255,000	276,800	306,100	338,600
9	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200		221,200	255,800	277,700	306,600	339,700
10	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200		222,700	256,500	278,500	307,200	340,700
11	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300		224,200	257,200	279,200	307,800	341,800
12	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400		225,600	257,800	279,600	308,300	342,900
13	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400		227,000	258,500	280,200	308,800	343,900
14	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400		228,500	258,900	280,600	309,300	344,900
15	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500		230,000	259,400	281,000	309,700	345,900
16	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600		231,500	259,800	281,400	310,000	347,000
17	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600		232,900	260,300	281,800	310,400	348,000
18	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700		234,300	260,700	282,300	310,800	349,100
19	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800		235,700	261,200	282,800	311,200	350,200
20	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800		237,000	261,600	283,400	311,500	351,100
21	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800		238,400	261,900	284,100	311,900	352,100
22	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800		239,400	262,200	284,700	312,300	353,100
23	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700		240,500	262,500	285,300	312,700	354,000
24	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700		241,500	262,800	286,100	313,000	354,900
25	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700		242,500	263,300	286,900	313,300	355,900
26	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600		243,300	263,800	287,600	313,700	356,800
27	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600		244,200	264,200	288,100	314,000	357,800
28	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600		245,000	264,700	288,800	314,400	358,800
29	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600		245,900	265,200	289,600	314,700	359,800
30	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600		246,700	265,700	290,300	315,200	360,800
31	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600		247,500	266,100	291,000	315,600	361,800
32	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500		248,200	266,500	291,600	316,100	362,700
33	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400		249,000	266,800	292,300	316,600	363,600
34	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300		249,500	267,300	293,000	317,000	364,500
35	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100		250,000	267,800	293,700	317,400	365,300
36	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000		250,500	268,200	294,300	317,900	366,200
37	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900		251,100	268,600	294,900	318,400	367,100
38	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900		251,600	269,100	295,600	318,900	368,100
39	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900		252,000	269,500	296,200	319,400	369,100
40	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800		252,500	269,900	296,700	319,900	370,000

– 14 –

89	256,800	274,900	308,400	332,000		89	265,800	284,300	318,000	342,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300		90	266,100	284,500	318,500	342,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600		91	266,400	284,800	319,000	342,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800		92	266,600	285,000	319,500	342,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000		93	266,800	285,300	319,800	343,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300		94	267,100	285,600	320,200	343,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600		95	267,400	285,900	320,600	343,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800		96	267,600	286,100	321,100	343,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000		97	267,800	286,300	321,500	344,000
98	259,100	277,200	312,300			98	268,100	286,600	321,900	
99	259,400	277,400	312,600			99	268,400	286,800	322,200	
100	259,600	277,700	312,900			100	268,600	287,100	322,500	
101	259,800	277,900	313,200			101	268,800	287,300	322,800	
102	260,100	278,100	313,600			102	269,100	287,500	323,200	
103	260,400	278,400	313,900			103	269,400	287,800	323,500	
104	260,600	278,700	314,300			104	269,600	288,100	323,900	
105	260,800	278,900	314,600			105	269,800	288,300	324,200	
106		279,100	315,000			106		288,500	324,600	
107		279,400	315,400			107		288,800	325,000	
108		279,600	315,600			108		289,000	325,200	
109		279,900	315,800			109		289,300	325,400	
110		280,200	316,100			110		289,600	325,700	
111		280,500	316,400			111		289,900	326,000	
112		280,700	316,600			112		290,100	326,200	
113		280,900	316,800			113		290,300	326,400	
114		281,200	317,100			114		290,600	326,700	
115		281,400	317,400			115		290,800	327,000	
116		281,600	317,600			116		291,000	327,200	
117		281,900	317,800			117		291,300	327,400	
118		282,200	318,100			118		291,600	327,700	
119		282,500	318,400			119		291,900	328,000	
120		282,700	318,600			120		292,100	328,200	
121		282,900	318,800			121		292,300	328,400	
122		283,100	319,100			122		292,500	328,700	
123		283,400	319,400			123		292,800	329,000	
124		283,700	319,600			124		293,100	329,200	
125		283,900	319,800			125		293,300	329,400	
126		284,100	320,100			126		293,500	329,700	
127		284,400	320,400			127		293,800	330,000	
128		284,700	320,600			128		294,100	330,200	
129		284,900	320,800			129		294,300	330,400	
130		285,100				130		294,500		
131		285,400				131		294,800		
132		285,700				132		295,100		
133		285,900				133		295,300		
134		286,100				134		295,500		
135		286,400				135		295,800		
136		286,700				136		296,100		

137	定年 前重 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 俸給月額 円	286,500	基 準 俸給月額 円	286,500	基 準 俸給月額 円	286,500	基 準 俸給月額 円	286,500
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200			

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

137	定年 前重 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 俸給月額 円	296,300	基 準 俸給月額 円	296,300	基 準 俸給月額 円	296,300	基 準 俸給月額 円	296,300
		225,300	237,100	256,900	279,700	314,900			

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

現		行								改								正		案															
別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)																		別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)																	
職員の 区分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		職員の 区分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
		号	俸	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円			月額	円	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円	月額	円
1				220,800	円	282,700	円	330,300	円	367,000	円	420,700	円	471,900	円	525,300	円	567,100	円	230,400	円	292,800	円	341,900	円	379,700	円	434,300	円	486,700	円	541,700	円	584,700	円
2				222,500		284,300		332,100		368,700		422,600		472,200		532,000		574,100		232,100		294,400		343,700		381,400		436,200		492,000		548,400		591,700	
3				224,200		285,800		333,900		370,300		424,500		482,100		537,100		580,000		233,800		296,000		345,500		383,000		438,100		496,900		553,500		597,600	
4				225,800		287,300		335,700		371,900		426,300		486,700		541,300		584,800		235,400		297,500		347,300		384,600		439,900		501,500		557,700		602,400	
5				227,400		288,800		337,500		373,500		428,100		490,700		544,700		588,800		237,000		299,000		349,200		386,200		441,800		506,500		561,100		606,400	
6				228,900		290,000		339,000		375,100		429,900		494,100		547,900		591,700		238,500		300,200		350,700		387,800		443,600		508,900		564,300		609,300	
7				230,300		291,200		340,400		376,700		431,700		497,000		550,800		594,100		239,900		301,500		352,200		389,400		445,400		511,800		567,200		611,700	
8				231,700		292,400		341,800		378,300		433,500		499,500		553,300		596,000		241,300		302,700		353,700		391,000		447,200		514,300		569,700		613,600	
9				232,800		293,600		343,200		379,800		435,100		501,500		555,300				242,400		304,000		355,300		392,500		448,800		516,300		571,700			
10				234,300		295,100		344,600		381,400		436,600								243,900		305,500		356,800		394,100		450,300							
11				235,700		296,700		346,100		383,000		438,100								245,300		307,100		358,300		395,700		451,800							
12				237,100		298,200		347,600		384,500		439,600								246,700		308,600		359,800		397,200		453,300							
13				238,400		299,600		349,100		386,100		441,100								248,000		310,100		361,400		398,800		454,800							
14				239,700		301,100		350,600		388,000		442,400								249,300		311,600		362,900		400,700		456,100							
15				241,000		302,700		352,100		389,900		443,700								250,600		313,300		364,400		402,600		457,400							
16				242,200		304,200		353,500		391,800		444,900								251,800		314,800		365,900		404,500		458,600							
17				243,400		305,800		355,000		393,600		446,100								253,000		316,500		367,400		406,300		459,800							
18				244,700		307,500		356,500		395,500		447,400								254,300		318,200		368,900		408,200		461,100							
19				246,000		309,100		358,000		397,300		448,700								255,600		319,800		370,400		410,000		462,400							
20				247,300		310,600		359,500		399,000		449,900								256,900		321,400		372,000		411,700		463,600							
21				248,800		312,000		361,000		400,200		451,100								258,400		322,900		373,500		412,900		464,800							
22				250,200		313,600		362,600		401,800		451,900								259,800		324,500		375,100		414,500		465,600							
23				251,600		315,000		364,100		403,300		452,700								261,200		326,000		376,600		416,000		466,400							
24				253,000		316,500		365,700		404,800		453,500								262,600		327,500		378,100		417,500		467,200							
25				254,300		318,000		366,900		406,300		454,100								263,900		329,000		379,300		419,000		467,800							
26				255,600		319,200		368,300		407,200		454,700								265,200		330,300		380,700		419,900		468,400							
27				257,000		320,400		369,800		408,200		455,300								266,600		331,500		382,200		420,900		469,000							
28				258,200		321,500		371,300		409,100		455,900								267,800		332,700		383,700		421,800		469,600							
29				259,500		322,700		372,700		410,100		456,600								269,100		333,900		385,100		422,800		470,300							
30				260,700		323,800		374,200		411,300		457,400								270,300		335,000		386,600		424,000		471,100							
31				261,800		324,900		375,700		412,400		457,800								271,400		336,200		388,100		425,100		471,500							
32				262,900		326,000		377,200		413,500		458,500								272,500		337,300		389,600		426,200		472,200							
33				263,900		326,900		378,600		414,400		459,000								273,500		338,400		390,900		427,100		472,700							
34				265,000		328,000		380,000		415,100		459,400								274,600		339,500		392,300		427,800		473,100							
35				266,100		329,100		381,300		415,700		459,800								275,700		340,600		393,600		428,400		473,500							
36				267,200		330,100		382,700		416,400		460,200								276,800		341,700		395,000		429,100		473,900							
37				268,200		331,100		383,700		416,900		460,600								277,800		342,700		395,900		429,600		474,300							
38				269,100		332,200		384,800		417,400		460,900								278,700		343,800		397,000		430,100		474,600							
39				270,000		333,300		385,700		417,900		461,200								279,600		344,900		397,900		430,600		474,900							
40				270,800		334,300		386,700		418,300		461,500								280,400		345,900		398,900		431,000		475,200							

	89	302,400							
	90	302,800							
	91	303,100							
	92	303,500							
	93	303,900							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		222,700	254,600	299,000	332,200	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許子の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

	89	311,900							
	90	312,300							
	91	312,600							
	92	313,000							
	93	313,400							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		242,500	276,500	324,400	359,800	405,400	442,400	499,600	586,200

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許子の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

現		行										改										正										案													
別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)		別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)																				別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)																							
職員の 区分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級		職員の 区分	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級			
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円			俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円			
1		216,700	277,700	311,700	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800	525,300	567,100											1		226,900	288,700	322,900	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	541,700	584,700												
2		219,300	279,400	312,700	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100											2		229,600	290,400	323,900	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	548,400	591,700												
3		221,800	281,000	313,600	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000											3		232,200	292,000	324,800	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	553,500	597,600												
4		224,300	282,500	314,500	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800											4		234,700	293,500	325,700	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	557,700	602,400												
5		226,800	284,100	315,400	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800											5		237,200	295,100	326,600	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	561,100	606,400												
6		229,200	285,500	316,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,200	547,900	591,700											6		239,700	296,500	327,500	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	564,300	609,300												
7		231,700	286,800	317,100	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100											7		242,200	297,800	328,300	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	567,200	611,700												
8		234,100	288,000	317,900	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000											8		244,600	299,000	329,100	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	569,700	613,600												
9		236,500	289,200	318,800	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300												9		247,100	300,200	330,100	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	571,700													
10		238,800	290,400	319,800	356,900	380,200	411,100	446,100														10		249,400	301,400	331,100	368,400	393,500	424,800	460,100															
11		241,100	291,600	320,800	358,500	381,800	412,700	447,600														11		251,700	302,600	332,100	371,100	395,100	426,400	461,600															
12		243,400	292,700	321,700	360,100	383,400	414,300	449,100														12		254,000	303,700	333,000	372,700	396,700	428,000	463,100															
13		245,700	293,800	322,600	361,500	385,000	415,800	450,400														13		256,300	304,800	334,000	374,100	398,300	429,500	464,400															
14		248,000	294,700	323,800	363,100	386,600	417,800	452,100														14		258,600	305,700	335,200	375,700	399,900	431,500	466,100															
15		250,200	295,500	325,200	364,600	388,200	419,800	453,700														15		260,900	306,500	336,600	377,300	401,500	433,500	467,700															
16		252,400	296,300	326,500	366,100	389,800	421,800	455,300														16		263,100	307,300	337,900	378,800	403,100	435,500	469,300															
17		254,600	297,100	327,700	367,600	391,400	423,300	456,700														17		265,400	308,100	339,100	380,400	404,600	437,000	470,700															
18		256,900	297,900	329,000	369,200	393,000	425,000	458,400														18		267,700	308,900	340,400	382,000	406,200	439,700	472,400															
19		259,100	298,600	330,200	370,700	394,600	426,600	460,100														19		269,900	309,600	341,600	383,600	407,800	440,300	474,100															
20		261,300	299,300	331,300	372,200	396,200	428,300	461,700														20		272,100	310,300	342,800	385,100	409,400	442,000	475,700															
21		263,600	299,900	332,400	373,700	397,700	429,900	463,100														21		274,400	310,900	344,000	386,600	410,900	443,600	477,100															
22		265,400	300,500	333,600	375,300	399,300	431,400	463,800														22		276,200	311,500	345,200	388,200	412,500	445,100	477,800															
23		266,700	301,100	334,700	376,900	401,000	432,900	464,500														23		277,500	312,100	346,400	389,800	414,200	446,600	478,500															
24		268,000	301,600	335,800	378,500	402,700	434,300	465,200														24		278,800	312,600	347,500	391,400	415,900	448,000	479,200															
25		269,300	302,200	336,900	379,900	404,400	435,500	465,600														25		280,100	313,200	348,700	392,800	417,600	449,200	479,600															
26		270,400	302,700	338,000	381,600	406,400	437,000	466,100														26		281,200	313,700	349,800	394,500	419,600	450,700	480,100															
27		271,500	303,100	339,100	383,300	408,200	438,500	466,700														27		282,300	314,100	350,900	396,200	421,400	452,200	480,700															
28		272,400	303,500	340,200	384,900	410,100	439,900	467,300														28		283,100	314,500	352,100	397,700	423,300	453,600	481,300															
29		273,400	304,000	341,400	386,500	411,800	441,400	467,900														29		284,000	315,000	353,300	399,300	425,000	455,100	481,900															
30		274,300	304,500	342,400	388,100	413,200	442,700	468,600														30		284,900	315,500	354,400	400,900	426,400	456,400	482,600															
31		275,200	304,900	343,500	389,700	414,400	443,900	469,100														31		285,800	315,900	355,500	402,500	427,600	457,600	483,100															
32		276,100	305,200	344,600	391,300	415,700	445,100	469,600														32		286,600	316,200	356,700	404,100	428,900	458,800	483,600															
33		276,900	305,600	345,800	393,000	416,700	446,100	470,100														33		287,400	316,600	357,900	405,800	429,900	459,80																

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円
	218,300	245,200	295,000	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	473,500	544,100		

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円	準 基 礎 俸給月額 円
	238,100	266,500	320,100	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800	511,600	586,200		

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

現	行	改	正	案
---	---	---	---	---

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)										
職員の区分	職務の級	号	俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
				円	円	円	円	円	円	円
1				225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	386,700
2				228,000	248,800	271,600	309,200	345,600	367,400	388,400
3				230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	390,100
4				232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	371,700	393,700
5				235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	393,300
6				237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	394,800
7				239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,000	395,400
8				242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	396,000
9				244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	396,500
10				246,400	264,700	284,200	314,900	356,500	380,200	397,100
11				248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	397,700
12				250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,700	398,300
13				252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	399,000
14				254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	400,000
15				256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	401,000
16				258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	402,000
17				259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	403,000
18				261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	404,000
19				262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	405,000
20				264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	406,000
21				265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	407,000
22				267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	408,000
23				268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	409,000
24				270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	410,000
25				271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	411,000
26				272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,000	412,000
27				274,000	287,100	300,000	331,000	383,500	408,200	413,000
28				275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	414,000
29				276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	415,000
30				277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,300	416,000
31				278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	417,000
32				279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	418,000
33				281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	419,000
34				282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	420,000
35				283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	421,000
36				284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	422,000
37				285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	423,000
38				286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	424,000
39				287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	425,000
40				288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	426,000

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)										
職員の区分	職務の級	号	俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
				円	円	円	円	円	円	円
1				236,300	257,600	280,600	319,500	356,500	378,600	410,400
2				241,800	263,800	289,800	320,500	357,700	380,400	412,100
3				244,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700
4				243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400
5				245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900
6				248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500
7				250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100
8				252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700
9				255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200
10				257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800
11				259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400
12				261,300	278,800	297,600	327,600	372,700	396,700	428,000
13				263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500
14				265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500
15				267,200	283,300	300,800	329,500	377,200	401,500	433,500
16				268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500
17				270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000
18				271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	437,400
19				273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	439,400
20				274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000
21				276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600
22				277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100
23				279,400	293,200	309,900	337,000	389,800	414,200	446,600
24				280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000
25				282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200
26				283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700
27				284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200
28				286,000	299,500	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600
29				287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100
30				288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400
31				289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600
32				290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800
33				291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800
34				293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,900
35				294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,900
36				295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900
37				296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400
38				297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,300	462,900
39				298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,900
40				299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	465,000

[illegible]

— 28 —

	89	302,400	334,800	330,400															
	90		335,000	390,800															
	91		335,200	391,100															
	92		335,500	391,400															
	93		335,800	391,600															
	94		336,000	392,000															
	95		336,200	392,400															
	96		336,500	392,700															
	97		336,800	393,000															
	98		337,000																
	99		337,200																
	100		337,500																
	101		337,800																
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円
		225,300	253,800	298,000	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	473,500	544,100								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

	89	312,900	345,200	402,200															
	90		345,400	402,600															
	91		345,600	402,900															
	92		345,900	403,200															
	93		346,200	403,400															
	94		346,400	403,800															
	95		346,600	404,200															
	96		346,900	404,500															
	97		347,200	404,800															
	98		347,400																
	99		347,600																
	100		347,900																
	101		348,200																
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円
		245,100	275,700	323,300	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800	511,600	586,200								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

現														行														改														案													
別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)														別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)														別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)														別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)													
イ 海事職俸給表(一)														イ 海事職俸給表(一)														イ 海事職俸給表(一)														イ 海事職俸給表(一)													
職員の 区分	職務 の級	号	俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		職員の 区分	職務 の級	号	俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級																					
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円													
1				233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600	532,600								1				244,100	302,900	345,200	393,200	437,900	492,500	548,600																											
2				236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400	533,700								2				247,500	304,600	346,300	394,900	440,000	494,300	549,700																											
3				239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200	534,800								3				250,900	306,300	347,500	396,600	442,100	496,100	550,800																											
4				243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000	535,800								4				254,200	308,000	348,500	398,200	444,200	497,900	551,800																											
5				246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800	536,800								5				257,500	309,700	349,500	399,800	446,200	499,700	552,800																											
6				249,300	299,400	338,500	388,000	432,900	485,500	537,400								6				260,700	311,200	350,900	401,500	447,700	501,400	553,400																											
7				252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200	538,200								7				263,900	312,600	352,500	403,200	449,200	503,100	554,200																											
8				255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800	539,000								8				267,000	314,100	354,100	404,800	450,500	504,600	555,000																											
9				258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200	539,700								9				270,100	315,600	356,000	406,400	451,800	506,000	555,700																											
10				261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400	540,200								10				273,000	316,900	357,600	407,900	453,100	507,200	556,200																											
11				264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600	540,800								11				275,900	318,100	359,200	409,400	454,300	508,300	556,800																											
12				267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600	541,400								12				278,800	319,400	360,800	410,900	455,500	509,200	557,400																											
13				269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500	542,000								13				281,600	320,700	362,500	412,400	456,700	510,000	558,000																											
14				272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500									14				284,500	322,000	364,100	413,900	457,800	511,000																												
15				275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500									15				287,400	323,200	365,700	415,300	458,900	512,000																												
16				278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400									16				290,000	324,500	367,300	416,700	459,900	512,900																												
17				280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700									17				292,600	325,700	368,800	418,300	460,900	513,200																												
18				282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600									18				293,900	326,800	369,700	419,800	461,900	514,100																												
19				283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400									19				295,200	328,000	370,500	421,400	463,000	514,900																												
20				285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300									20				296,600	329,100	371,200	423,000	464,100	515,800																												
21				286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200									21				297,900	330,400	372,000	424,500	464,900	516,700																												
22				287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100									22				298,900	331,200	372,700	425,000	465,700	517,600																												
23				288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000									23				299,900	331,900	373,500	427,500	466,600	518,500																												
24				289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900									24				300,900	332,600	374,200	428,900	467,400	519,400																												
25				290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700									25				301,900	333,300	375,000	430,200	468,100	520,200																												
26				291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400									26				302,500	334,000	375,700	431,500	469,000	520,900																												
27				291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000									27				302,900	334,600	376,500	432,800	469,800	521,500																												
28				292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600									28				303,300	335,200	377,300	434,000	470,400	522,100																												
29				292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100									29				303,700	335,900	378,000	435,200	470,800	522,600																												
30				293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600									30				304,100	336,400	378,700	436,100	471,300	523,100																												
31				293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200									31				304,400	337,000	379,400	437,100	471,900	523,700																												
32				293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800									32				304,700	337,600	380,100	438,000	472,300	524,300																												
33				294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100									33				305,000	338,200	380,800	438,500	472,600	524,600																												
34				294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600									34				305,300	338,800	381,400	439,300	472,900	525,100																												
35				294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100									35				305,600	339,200	382,100	440,100	473,300	525,600																												
36				294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600									36				305,900	339,700	382,800	440,900	473,700	526,100																												
37				295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100									37				306,200	340,200	383,600	441,700	474,000	526,600																												
38				295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700									38				306,500	340,700	384,200	442,600	474,500	527,200																												
39				295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000									39				306,800	341,200	384,800	443,400	475,100	527,500																												
40				296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600									40				307,100	341,500	385,500	444,200	475,700	528,100																												

– 31 –

89			396,200					
90			396,600					
91			396,900					
92			397,300					
93			397,800					
94			398,100					
95			398,600					
96			399,000					
97			399,600					
定年 前任用 短時間勤務 職員	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円
	233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600	486,200	

備考 この表は、遠海区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

89			408,300					
90			408,700					
91			409,000					
92			409,400					
93			409,900					
94			410,200					
95			410,700					
96			411,100					
97			411,700					
定年 前任用 短時間勤務 職員	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円	基 俸給月額 円
	254,500	287,400	320,400	366,500	397,800	449,500	525,900	

備考 この表は、遠海区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

現 行 改 正 案													
ロ 海事職俸給表(二)						ロ 海事職俸給表(二)							
職 務 の 級 分	職 員 の 区 分 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1		221,200	258,000	299,300	326,200	350,400	373,400	232,000	269,100	310,900	338,400	363,000	386,400
2		222,900	261,000	300,200	327,100	351,200	374,500	233,000	272,100	311,800	339,900	363,500	387,500
3		224,600	263,900	301,100	329,200	351,900	375,500	235,000	275,000	312,700	341,400	364,500	388,500
4		226,200	266,800	301,900	330,200	352,600	375,900	237,000	277,900	313,500	342,400	365,200	389,000
5		227,700	269,700	302,800	330,900	353,200	376,300	238,500	280,800	314,400	343,100	365,800	389,500
6		230,400	271,700	303,700	331,600	353,700	377,100	241,300	282,800	315,300	343,800	366,300	390,400
7		233,200	273,700	304,600	332,400	354,200	377,900	244,100	284,800	316,200	344,600	366,800	391,200
8		235,800	275,600	305,500	333,200	354,600	378,500	246,700	286,700	317,100	345,400	367,200	391,800
9		238,500	277,400	306,400	334,100	355,000	379,200	249,400	288,500	318,000	346,300	367,600	392,500
10		240,700	278,800	307,400	335,100	355,400	380,000	251,700	289,900	319,000	347,300	368,000	393,300
11		242,800	280,300	308,400	336,100	355,800	380,800	253,800	291,400	320,000	348,300	368,400	394,100
12		244,900	281,700	309,300	337,100	356,100	381,400	255,900	292,800	320,900	349,300	368,700	394,800
13		246,900	283,000	310,300	337,900	356,400	382,100	257,900	294,100	321,900	350,100	369,000	395,500
14		248,700	284,000	311,300	338,500	356,800	382,900	259,700	295,100	322,900	350,700	369,400	396,300
15		250,500	284,700	312,300	339,500	357,100	383,800	261,500	295,800	323,900	351,200	369,700	397,200
16		252,100	285,300	313,400	339,500	357,400	384,700	263,100	296,400	325,000	351,700	370,000	398,100
17		253,600	285,800	314,200	339,900	357,700	385,400	264,600	296,900	325,800	352,100	370,300	398,900
18		255,100	286,300	315,000	340,400	358,000	386,300	266,100	297,400	326,600	352,600	370,600	399,800
19		256,700	286,700	315,800	340,900	358,300	387,100	267,700	297,800	327,500	353,100	370,900	400,600
20		258,200	287,100	316,800	341,300	358,600	387,900	269,100	298,200	328,500	353,500	371,200	401,400
21		259,600	287,600	317,900	341,700	358,800	388,600	270,500	298,700	329,600	353,900	371,400	402,200
22		260,900	288,400	319,000	342,000	359,100	389,400	271,800	299,500	330,700	354,200	371,700	403,000
23		262,000	289,100	320,000	342,300	359,400	390,300	272,900	300,200	331,700	354,500	372,000	403,900
24		263,200	289,700	321,000	342,600	359,600	391,100	274,000	300,800	332,700	354,800	372,200	404,700
25		264,300	290,300	321,800	342,900	359,800	391,900	275,100	301,400	333,500	355,100	372,400	405,500
26		265,300	290,800	322,600	343,200	360,100	392,500	276,100	301,900	334,300	355,400	372,700	406,000
27		266,400	291,300	323,400	343,500	360,400	393,100	277,100	302,400	335,100	355,700	373,000	406,600
28		267,300	291,800	324,200	343,800	360,600	393,800	278,000	302,900	335,900	356,000	373,200	407,200
29		268,300	292,400	324,900	344,000	360,800	394,500	279,000	303,500	336,600	356,200	373,400	407,900
30		269,200	293,100	325,700	344,300	361,100	395,200	279,900	304,200	337,400	356,500	373,700	408,500
31		270,100	293,800	326,500	344,600	361,400	395,800	280,800	304,900	338,200	356,800	374,000	409,100
32		270,900	294,200	327,300	344,800	361,600	396,400	281,600	305,300	339,000	357,000	374,200	409,600
33		271,600	294,500	328,100	345,000	361,800	396,900	282,300	305,600	339,800	357,200	374,400	410,100
34		272,300	294,800	328,900	345,200	362,100	397,500	283,000	305,900	340,600	357,400	374,700	410,600
35		272,800	295,100	329,600	345,400	362,400	398,000	283,500	306,200	341,300	357,600	375,000	411,300
36		273,300	295,400	330,200	345,700	362,600	398,600	284,000	306,500	341,900	357,900	375,200	411,600
37		273,900	295,900	330,900	346,000	362,800	399,200	284,600	307,000	342,600	358,200	375,400	412,100
38		274,500	296,400	331,700	346,300	363,100	399,900	285,100	307,500	343,400	358,500	375,700	412,800
39		275,000	296,900	332,400	346,600	363,400	400,600	285,500	308,000	344,100	358,800	376,000	413,500
40		275,500	297,500	333,000	346,800	363,600	401,400	285,900	308,600	344,700	359,000	376,200	414,300

41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800	402,200		41	286,300	309,100	345,300	353,200	376,400	415,100
42	276,300	298,500	334,300	347,500	364,100	403,000		42	286,700	309,600	346,000	353,500	376,700	415,900
43	276,700	299,000	334,400	347,600	364,400	403,700		43	287,100	310,100	346,700	353,800	377,000	416,600
44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600	404,400		44	287,500	310,700	347,200	354,000	377,200	417,300
45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800	405,200		45	288,000	311,200	347,600	354,200	377,400	418,000
46	278,300	300,700	336,300	348,500	365,100	405,900		46	288,600	311,800	348,000	354,500	377,700	418,700
47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400	406,500		47	289,200	312,400	348,400	354,800	378,000	419,300
48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600	407,200		48	289,800	313,000	348,700	355,000	378,200	420,000
49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800	408,100		49	290,300	313,500	349,000	355,200	378,400	420,900
50	280,600	303,000	337,600	349,500	366,100	408,900		50	290,900	314,100	349,500	355,500	378,700	421,700
51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400	409,700		51	291,500	314,600	349,800	355,800	379,000	422,500
52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600	410,300		52	292,000	315,100	349,900	356,000	379,200	423,100
53	282,200	304,500	338,400	350,000	366,800	410,800		53	292,500	315,600	350,200	356,200	379,400	423,600
54	282,700	304,900	338,700	350,500	367,100	411,500		54	293,000	316,000	350,500	356,500	379,700	424,300
55	283,200	305,400	339,000	350,600	367,400	412,100		55	293,500	316,500	350,800	356,800	380,000	424,900
56	283,700	305,800	339,200	350,800	367,600	412,800		56	294,000	316,900	351,000	357,000	380,200	425,600
57	284,200	306,100	339,500	351,000	367,800	413,400		57	294,500	317,200	351,300	357,200	380,400	426,200
58	284,700	306,500	339,800	351,200	368,100	413,900		58	295,000	317,600	351,600	357,500	380,700	426,800
59	285,200	306,900	340,100	351,500	368,400	414,200		59	295,500	318,000	351,900	357,800	381,000	427,000
60	285,600	307,200	340,300	351,800	368,600	414,600		60	295,900	318,300	352,200	358,000	381,200	427,400
61	286,000	307,600	340,500	352,000	368,800	415,300		61	296,300	318,700	352,400	358,200	381,400	428,100
62	286,300	308,000	340,800	352,200	369,100			62	296,600	319,100	352,700	358,500	381,700	
63	286,600	308,300	341,100	352,500	369,400			63	296,900	319,400	353,000	358,800	382,000	
64	286,800	308,500	341,300	352,800	369,600			64	297,100	319,600	353,200	359,000	382,200	
65	287,000	308,800	341,500	353,000	369,800			65	297,300	319,900	353,400	359,200	382,400	
66	287,300	309,000	341,800	353,200	370,100			66	297,600	320,100	353,700	359,500	382,700	
67	287,600	309,300	342,100	353,500	370,400			67	297,900	320,400	354,000	359,800	383,000	
68	287,800	309,600	342,300	353,800	370,600			68	298,100	320,700	354,200	360,000	383,200	
69	288,000	309,900	342,500	354,000	370,800			69	298,300	321,000	354,400	360,200	383,400	
70	288,300	310,100	342,800	354,200	371,100			70	298,600	321,200	354,700	360,400	383,700	
71	288,500	310,400	343,100	354,400	371,400			71	298,800	321,500	355,000	360,600	384,000	
72	288,700	310,700	343,300	354,600	371,600			72	299,000	321,800	355,200	360,800	384,200	
73	289,000	311,000	343,500	355,000	371,800			73	299,300	322,100	355,400	361,200	384,400	
74		311,300	343,800	355,200	372,100			74		322,400	355,700	361,400	384,700	
75		311,600	344,100	355,500	372,400			75		322,700	356,000	361,700	385,000	
76		311,800	344,300	355,800	372,600			76		322,900	356,200	362,000	385,200	
77		312,000	344,500	356,000	372,800			77		323,100	356,400	362,200	385,400	
78		312,300	344,800	356,300	373,100			78		323,400	356,700	362,500	385,700	
79		312,600	345,100	356,600	373,400			79		323,700	357,000	362,800	386,000	
80		312,800	345,300	356,800	373,600			80		323,900	357,200	363,000	386,200	
81		313,000	345,500	357,000	373,800			81		324,100	357,400	363,200	386,400	
82		313,300	345,800	357,300	374,100			82		324,400	357,700	363,500	386,700	
83		313,600	346,000	357,600	374,400			83		324,700	358,000	363,800	387,000	
84		313,800	346,200	357,800	374,600			84		324,900	358,100	364,000	387,200	
85		314,000	346,500	358,000	374,800			85		325,100	358,400	364,200	387,400	
86		314,300	346,800	358,300				86		325,400	358,700	364,500		
87		314,600	347,000	358,600				87		325,700	359,000	364,800		
88		314,800	347,300	358,800				88		325,900	359,200	365,000		

89			315,000	347,500	359,000		
90			315,200	347,700	359,200		
91			315,500	348,000	359,500		
92			315,800	348,300	359,700		
93			316,000	348,500	360,000		
94			316,300	348,800	360,300		
95			316,600	349,000	360,600		
96			316,800	349,300	360,800		
97			317,000	349,500	361,000		
98			317,200	349,700	361,300		
99			317,400	349,900	361,600		
100			317,700	350,100	361,800		
101			318,000	350,500	362,000		
102			318,300	350,700	362,400		
103			318,500	350,900	362,600		
104			318,700	351,200	362,800		
105			319,000	351,500	363,000		
106				351,700			
107				352,000			
108				352,300			
109				352,500			
定年前任用臨時労働者職員	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円
	227,700	243,200	245,200	267,900	297,900		328,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事故務給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

89			326,100	359,400	371,200		
90			326,300	359,600	371,400		
91			326,600	359,900	371,700		
92			326,900	360,200	371,900		
93			327,100	360,400	372,200		
94			327,400	360,700	372,500		
95			327,700	360,900	372,800		
96			327,900	361,200	373,000		
97			328,100	361,400	373,200		
98			328,300	361,600	373,500		
99			328,500	361,800	373,800		
100			328,800	362,000	374,000		
101			329,100	362,400	374,200		
102			329,400	362,600	374,600		
103			329,600	362,800	374,800		
104			329,800	363,100	375,000		
105			330,100	363,400	375,200		
106				363,600			
107				363,900			
108				364,200			
109				364,400			
定年前任用臨時労働者職員	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円	基準 俸給月額 円
	247,200	264,200	266,200	290,800	323,200		356,400

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事故務給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

現						行						改						正						案											
別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)																		別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)																	
イ 教育職俸給表(一)																		イ 教育職俸給表(一)																	
職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級													
		俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円			俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円										
1		275,700		354,200		408,200		475,300		580,500		1		287,000		366,700		422,500		492,100		598,500													
2		277,900		355,800		409,800		484,100		587,500		2		289,200		368,300		424,100		500,500		605,500													
3		280,000		357,400		411,100		492,700		593,300		3		291,300		370,000		425,100		509,500		611,300													
4		281,900		358,900		412,300		501,100		598,200		4		293,200		371,600		426,600		517,900		616,200													
5		283,700		360,400		413,500		509,500		602,100		5		295,000		373,100		427,800		526,300		620,100													
6		285,200		362,000		414,500		517,500		605,000		6		296,600		374,800		428,900		534,300		623,000													
7		286,700		363,600		415,500		525,000		607,200		7		298,100		376,400		430,000		541,800		625,200													
8		288,200		365,100		416,400		532,200		609,200		8		299,600		377,900		431,000		549,000		627,200													
9		290,000		366,500		417,300		539,100				9		301,400		379,400		432,100		555,900															
10		291,900		368,500		418,300		545,000				10		303,300		381,400		433,100		561,800															
11		293,700		370,500		419,400		549,600				11		305,100		383,400		434,200		566,400															
12		295,600		372,400		420,500		553,000				12		307,000		385,300		435,300		569,800															
13		297,600		374,200		421,500		556,400				13		309,000		387,200		436,300		573,200															
14		299,600		375,800		422,600		559,500				14		311,000		388,800		437,400		576,300															
15		301,600		377,400		423,600		562,400				15		313,000		390,500		438,500		579,200															
16		303,600		378,800		424,600		564,900				16		315,000		392,000		439,500		581,700															
17		305,500		380,100		425,600		567,000				17		317,000		393,400		440,500		583,800															
18		308,000		381,600		426,700						18		319,500		394,900		441,600																	
19		310,700		382,800		427,800						19		322,200		396,100		442,700																	
20		313,300		384,100		428,900						20		324,900		397,400		443,800																	
21		315,900		385,400		429,900						21		327,500		398,700		444,800																	
22		318,300		386,600		431,000						22		330,000		400,000		445,800																	
23		320,700		387,800		432,100						23		332,500		401,300		446,900																	
24		322,900		388,900		433,200						24		334,700		402,500		447,900																	
25		325,100		390,000		434,100						25		337,000		403,800		448,800																	
26		327,100		391,300		435,200						26		339,000		405,100		449,900																	
27		329,100		392,600		436,200						27		341,000		406,400		450,900																	
28		331,100		393,900		437,200						28		343,000		407,800		451,900																	
29		333,100		395,100		438,100						29		345,000		409,000		452,700																	
30		335,000		396,400		439,200						30		347,000		410,300		453,800																	
31		336,900		397,700		440,200						31		348,900		411,600		454,800																	
32		338,800		398,900		441,300						32		350,800		412,900		455,800																	
33		340,600		400,100		442,300						33		352,600		414,100		456,800																	
34		342,500		401,300		443,500						34		354,600		415,300		458,000																	
35		344,400		402,500		444,600						35		356,600		416,500		459,100																	
36		346,300		403,600		445,800						36		358,500		417,600		460,200																	
37		348,000		404,600		446,500						37		360,200		418,600		460,900																	
38		349,200		405,800		447,400						38		361,500		419,800		461,800																	
39		350,300		406,900		448,300						39		362,600		420,900		462,600																	
40		351,300		407,900		449,100						40		363,600		421,900		463,300																	

— 37 —

定年 任用 期間 退職 者		基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円
		298,500	309,800	332,500	415,500	557,500
89	371,300	438,100				
90	371,700	438,400				
91	372,000	438,700				
92	372,400	438,900				
93	372,800	439,100				
94	373,200					
95	373,600					
96	374,000					
97	374,600					
98	375,100					
99	375,500					
100	376,000					
101	376,400					
102	376,900					
103	377,200					
104	377,500					
105	378,000					
106	378,400					
107	378,900					
108	379,400					
109	379,800					
110	380,300					
111	380,700					
112	381,100					
113	381,500					
114	381,900					
115	382,300					
116	382,700					
117	383,100					
118	383,500					
119	383,900					
120	384,300					
121	384,600					
122	385,000					
123	385,400					
124	385,700					
125	386,100					
126	386,600					
127	387,100					
128	387,500					
129	387,900					

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

89	382,200	451,300			
90	383,200	451,600			
91	383,600	451,900			
92	384,000	452,100			
93	384,400	452,300			
94	384,800				
95	385,200				
96	385,600				
97	386,200				
98	386,700				
99	387,100				
100	387,600				
101	388,000				
102	388,500				
103	388,800				
104	389,100				
105	389,600				
106	390,000				
107	390,500				
108	391,000				
109	391,400				
110	391,900				
111	392,300				
112	392,700				
113	393,100				
114	393,500				
115	393,900				
116	394,300				
117	394,700				
118	395,100				
119	395,500				
120	395,900				
121	396,200				
122	396,600				
123	397,000				
124	397,300				
125	397,700				
126	398,200				
127	398,700				
128	399,100				
129	399,500				
定年前任用職員	基準 修給月額 円	基準 修給月額 円	基準 修給月額 円	基準 修給月額 円	基準 修給月額 円
	323,900	335,700	360,100	453,400	600,400

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

現 行				改 正 案							
ロ 教育職俸給表(二)						ロ 教育職俸給表(二)					
職員の 区分 号 俸		1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	職員の 区分 号 俸		1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額		
		円	円	円			円	円	円		
1		244,100	277,500	360,000	1		255,000	288,900	372,700		
2		247,000	279,300	362,200	2		257,900	290,700	375,000		
3		250,100	281,100	364,400	3		261,100	292,500	377,200		
4		253,100	282,800	366,600	4		264,200	294,200	379,400		
5		256,300	284,400	368,500	5		267,400	295,800	381,500		
6		259,600	285,900	370,800	6		270,700	297,300	383,800		
7		262,800	287,400	373,100	7		274,000	298,800	386,100		
8		266,000	288,900	375,400	8		277,300	300,300	388,400		
9		269,000	290,400	377,600	9		280,300	301,800	390,700		
10		270,800	292,200	379,900	10		282,100	303,600	393,100		
11		272,500	294,100	382,000	11		283,800	305,500	395,200		
12		274,100	295,900	384,000	12		285,400	307,300	397,300		
13		275,700	297,800	385,900	13		287,000	309,200	399,400		
14		277,000	299,700	387,500	14		288,300	311,100	401,000		
15		278,400	301,600	389,000	15		289,600	313,000	402,600		
16		279,700	303,500	390,600	16		290,900	315,000	404,200		
17		281,000	305,500	392,200	17		292,200	317,000	405,800		
18		282,100	308,000	393,500	18		293,300	319,500	407,200		
19		283,100	310,600	394,800	19		294,300	322,100	408,600		
20		284,000	313,200	396,000	20		295,200	324,800	409,900		
21		285,400	315,800	397,300	21		296,600	327,400	411,400		
22		286,700	318,300	398,900	22		297,900	330,000	413,000		
23		288,100	320,700	400,500	23		299,300	332,500	414,600		
24		289,400	323,000	402,000	24		300,600	334,800	416,100		
25		290,800	325,100	403,400	25		302,000	337,000	417,500		
26		292,300	327,200	404,900	26		303,500	339,100	419,100		
27		293,700	329,300	406,400	27		304,900	341,200	420,600		
28		295,100	331,400	407,900	28		306,300	343,300	422,100		
29		296,400	333,400	409,200	29		307,600	345,300	423,500		
30		297,700	335,000	410,600	30		308,900	347,000	424,900		
31		299,000	336,500	411,900	31		310,200	348,500	426,200		
32		300,400	338,000	413,200	32		311,600	350,000	427,500		
33		301,800	339,500	414,100	33		313,000	351,500	428,400		
34		303,100	341,100	415,300	34		314,300	353,100	429,600		
35		304,400	342,600	416,400	35		315,600	354,700	430,700		
36		305,200	344,100	417,500	36		316,400	356,200	431,700		
37		306,900	345,500	418,500	37		317,100	357,700	432,700		
38		306,700	346,900	419,600	38		317,900	359,100	433,800		
39		307,500	348,200	420,700	39		318,700	360,500	434,900		
40		308,300	349,400	421,800	40		319,500	361,700	436,000		

— 40 —

89	328,300	412,900		89	339,000	425,900
90	328,700	413,800		90	339,300	426,800
91	329,100	414,800		91	339,700	427,800
92	329,500	415,900		92	340,100	428,900
93	330,000	416,700		93	340,600	429,700
94	330,400	417,800		94	341,000	430,800
95	331,000	418,900		95	341,500	431,900
96	331,500	419,800		96	342,000	432,800
97	331,900	420,700		97	342,400	433,700
98	332,300	421,600		98	342,700	434,600
99	332,600	422,500		99	343,000	435,500
100	332,900	423,400		100	343,300	436,400
101	333,200	424,200		101	343,600	437,200
102	333,500	425,200		102	343,900	438,200
103	333,800	426,100		103	344,200	439,100
104	334,100	427,100		104	344,500	440,100
105	334,400	427,700		105	344,800	440,700
106	334,900	428,400		106	345,300	441,400
107	335,400	429,100		107	345,800	442,100
108	335,800	429,600		108	346,200	442,600
109	336,200	430,000		109	346,600	443,000
110	336,700	430,400		110	347,100	443,400
111	337,100	430,700		111	347,500	443,700
112	337,500	431,000		112	347,900	444,000
113	337,800	431,200		113	348,200	444,200
114	338,300	431,500		114	348,700	444,500
115	338,600	431,800		115	349,000	444,800
116	339,000	432,100		116	349,400	445,100
117	339,300	432,300		117	349,700	445,300
118	339,700	432,600		118	350,100	445,600
119	340,200	432,900		119	350,600	445,900
120	340,700	433,100		120	351,100	446,100
121	340,900	433,300		121	351,300	446,300
122	341,300	433,600		122	351,700	446,600
123	341,600	433,900		123	352,000	446,900
124	341,900	434,100		124	352,300	447,100
125	342,100	434,300		125	352,500	447,300
126	342,400			126	352,800	
127	342,900			127	353,300	
128	343,300			128	353,700	
129	343,500			129	353,900	
130	343,900			130	354,300	
131	344,300			131	354,700	
132	344,700			132	355,100	
133	344,900			133	355,300	
134	345,300			134	355,700	
135	345,700			135	356,100	
136	346,000			136	356,400	

	137	346,300		
	138	346,700		
	139	347,100		
	140	347,500		
	141	347,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		261,500	309,200	327,300

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行
う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

	137	356,700		
	138	357,100		
	139	357,500		
	140	357,900		
	141	358,300		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		283,700	335,100	354,700

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行
う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

現 行						改 正 案						
別表第七 研究職俸給表（第六条関係）						別表第七 研究職俸給表（第六条関係）						
職員の 区分 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	俸給月額 円	修給月額 円	俸給月額 円	修給月額 円	俸給月額 円	修給月額 円	俸給月額 円	修給月額 円	俸給月額 円	修給月額 円	俸給月額 円	修給月額 円
1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	569,000						
2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	575,000						
3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	581,000						
4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	585,300						
5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	589,200						
6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	592,200						
7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	594,300						
8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,300	596,300						
9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200							
10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300							
11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600							
12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100							
13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100							
14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100							
15	221,000	277,600	362,400	408,200								
16	222,800	279,800	363,300	409,700								
17	224,500	281,900	364,400	411,200								
18	226,300	284,200	365,600	412,800								
19	228,100	286,500	366,800	414,400								
20	229,900	288,900	368,000	416,100								
21	231,700	291,200	369,200	417,300								
22	233,500	293,300	370,300	418,700								
23	235,200	295,400	371,300	420,100								
24	236,900	297,400	372,300	421,400								
25	238,600	299,400	373,400	422,700								
26	240,700	301,300	374,400	424,000								
27	242,600	303,200	375,300	425,500								
28	244,500	305,100	376,300	427,000								
29	246,400	307,000	377,200	428,200								
30	247,500	308,500	378,000	429,400								
31	248,600	310,000	378,800	431,000								
32	249,700	311,500	379,600	432,500								
33	251,100	313,000	380,300	433,800								
34	252,400	314,500	381,000	435,200								
35	253,800	316,000	381,800	436,600								
36	255,200	317,400	382,600	438,000								
37	256,600	318,800	383,300	439,400								
38	258,100	319,700	384,000	440,800								
39	259,600	320,600	384,800	442,200								
40	261,200	321,400	385,600	443,600								

	89	300,700	346,900				
	90	301,300	346,400				
	91	302,000	346,700				
	92	302,600	347,100				
	93	303,200	347,400				
	94	303,800	347,700				
	95	304,400	348,100				
	96	305,000	348,500				
	97	305,300	349,000				
	98	305,800	349,500				
	99	306,400	350,000				
	100	306,900	350,500				
	101	307,300	351,000				
	102	307,700	351,500				
	103	308,000	351,900				
	104	308,400	352,400				
	105	308,800	352,800				
	106	309,200	353,200				
	107	309,600	353,700				
	108	309,900	354,100				
	109	310,100	354,600				
	110	310,500	355,000				
	111	310,800	355,400				
	112	311,000	355,800				
	113	311,300	356,300				
	114	311,600	356,700				
	115	311,900	357,100				
	116	312,200	357,500				
	117	312,400	358,000				
	118	312,700	358,400				
	119	312,900	358,800				
	120	313,200	359,200				
	121	313,500	359,600				
定年 前年 任用 臨時 雇員 労働 職 員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	545,800

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

	89	311,200	356,700				
	90	311,800	357,200				
	91	312,500	357,500				
	92	313,100	357,900				
	93	313,700	358,200				
	94	314,200	358,500				
	95	314,800	358,900				
	96	315,300	359,300				
	97	315,600	359,800				
	98	316,000	360,300				
	99	316,400	360,800				
	100	316,900	361,300				
	101	317,300	361,800				
	102	317,600	362,300				
	103	317,900	362,700				
	104	318,200	363,200				
	105	318,600	363,600				
	106	318,900	364,000				
	107	319,300	364,500				
	108	319,600	364,900				
	109	319,800	365,400				
	110	320,200	365,800				
	111	320,500	366,200				
	112	320,700	366,600				
	113	321,000	367,100				
	114	321,300	367,500				
	115	321,600	367,900				
	116	321,900	368,300				
	117	322,100	368,800				
	118	322,400	369,200				
	119	322,600	369,600				
	120	322,900	370,000				
	121	323,200	370,400				
定年 前年 任用 臨時 雇員 労働 職 員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900	588,000

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

現 行						改 正 案							
別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)						別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)							
イ 医療職俸給表(一)						イ 医療職俸給表(一)							
職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1		円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200	円 613,700	1		円 317,300	円 430,100	円 486,900	円 584,000	円 632,700
2		307,900	418,300	472,300	572,300	619,500	2		319,700	432,800	488,900	590,100	638,500
3		310,200	420,900	474,200	577,400	624,500	3		322,000	435,500	490,800	595,200	643,500
4		312,400	423,300	476,100	582,100	628,800	4		324,200	438,100	492,700	599,900	647,800
5		314,500	425,600	477,500	586,400	632,800	5		326,400	440,600	494,200	604,200	651,800
6		318,000	427,800	479,200	590,700	636,200	6		329,900	442,800	496,900	608,500	655,200
7		321,500	429,800	481,000	594,100	639,100	7		333,400	444,800	497,700	611,900	658,100
8		324,900	431,900	482,800	597,000	641,800	8		336,900	446,900	499,500	614,800	660,800
9		328,300	434,000	484,600	599,500		9		340,500	449,000	501,300	617,300	
10		331,800	435,500	486,300	601,800		10		344,000	450,600	503,000	619,600	
11		335,200	437,000	488,100			11		347,500	452,200	504,800		
12		338,600	438,500	489,900			12		351,000	453,800	506,600		
13		342,000	439,900	491,700			13		354,500	455,400	508,400		
14		345,500	441,300	493,400			14		358,000	456,900	510,100		
15		348,900	442,800	495,200			15		361,500	458,400	511,900		
16		352,300	444,200	497,000			16		365,000	459,800	513,700		
17		355,700	445,500	498,800			17		368,400	461,200	515,500		
18		358,800	447,000	500,700			18		371,600	462,700	517,400		
19		362,000	448,400	502,600			19		374,900	464,200	519,300		
20		365,200	449,800	504,500			20		378,100	465,600	521,200		
21		368,500	451,100	506,400			21		381,400	466,900	523,100		
22		371,600	452,600	508,100			22		384,700	468,400	524,800		
23		374,700	454,000	509,900			23		387,900	469,800	526,600		
24		377,700	455,400	511,700			24		391,000	471,200	528,400		
25		380,800	456,800	513,300			25		394,200	472,600	530,000		
26		383,100	458,200	515,100			26		396,600	474,000	531,800		
27		385,400	459,500	516,900			27		399,000	475,300	533,600		
28		387,600	460,900	518,400			28		401,200	476,600	535,100		
29		389,500	462,300	519,800			29		403,200	478,000	536,500		
30		391,200	463,600	521,500			30		404,900	479,300	538,200		
31		392,900	465,000	523,300			31		406,600	480,700	540,000		
32		394,700	466,400	525,000			32		408,400	482,100	541,700		
33		396,400	467,700	526,500			33		410,200	483,400	543,200		
34		398,200	469,100	527,800			34		412,000	484,700	544,500		
35		399,800	470,400	529,100			35		413,600	486,000	545,800		
36		401,100	471,800	530,400			36		415,100	487,400	547,100		
37		402,500	473,200	531,400			37		416,600	488,800	548,100		
38		403,900	474,900	532,700			38		418,000	490,400	549,400		
39		405,300	476,500	534,000			39		419,400	492,000	550,700		
40		406,700	478,000	535,300			40		420,800	493,500	552,000		

41	定年 前年 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	408,200	479,600	536,300	422,300	495,100	553,000
42		408,900	480,800	537,100	423,100	496,300	553,800
43		409,500	481,900	537,900	423,800	497,300	554,600
44		410,100	483,000	538,700	424,500	498,300	555,400
45		410,900	484,000	539,600	425,300	499,100	556,300
46		411,500	484,900	540,400	425,900	500,000	557,100
47		412,100	485,800	541,200	426,500	500,900	557,900
48		412,600	486,600	541,900	427,000	501,700	558,600
49		413,100	487,300	542,700	427,500	502,400	559,400
50		413,500	488,000	543,500	427,900	503,100	560,200
51		414,000	488,700	544,200	428,400	503,800	560,900
52		414,400	489,300	545,100	428,800	504,400	561,800
53		414,800	489,900	546,000	429,200	505,000	562,700
54		415,100	490,600	546,800	429,500	505,700	563,500
55		415,400	491,200	547,700	429,800	506,300	564,400
56		415,800	491,800	548,600	430,200	506,900	565,300
57		416,100	492,100	549,400	430,500	507,200	566,100
58		416,500	492,700	550,200	430,800	507,800	566,900
59		416,800	493,300	551,000	431,100	508,400	567,700
60		417,200	494,000	551,700	431,400	509,100	568,400
61		417,600	494,400	552,500	431,800	509,500	569,200
62		417,900	495,000	553,400	432,100	510,100	570,100
63		418,200	495,700	554,300	432,400	510,800	571,000
64		418,500	496,400	555,200	432,700	511,500	571,900
65	418,800	496,800	556,000		433,000	511,900	572,700
66		497,400	556,900			512,500	573,600
67		498,000	557,800			513,100	574,500
68		498,500	558,700			513,600	575,400
69		499,000	559,500			514,100	576,200
70		499,500	560,400			514,600	577,100
71		500,000	561,300			515,100	578,000
72		500,500	562,200			515,600	578,900
73		500,900		563,000		516,000	579,700
74		501,400				516,500	
75		501,800				516,900	
76		502,200				517,300	
77		502,700				517,800	
78		503,300				518,400	
79		503,800				518,900	
80		504,200				519,300	
81		504,700				519,800	
82		505,300				520,400	
83		505,900				521,000	
84		506,400				521,500	
85		506,900				522,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円
	312,900	356,500	412,800	488,500	590,500
備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。					

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円	基 準 修給月額 円
	339,500	386,200	446,500	528,200	636,200
備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。					

現 行 案									
口 医療職俸給表(二)									
職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	431,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	220,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	222,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	224,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,900
	19	225,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	226,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	227,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	228,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	228,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	229,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,300	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
口 医療職俸給表(二)									
職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600	507,500
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600	508,900
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600	510,200
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500	511,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300	512,800
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000	514,200
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600	515,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100	516,800
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600	518,200
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	456,900	519,500
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200	520,900
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500	522,300
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800	523,700
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000	524,800
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200	525,900
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300	527,100
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500	528,200
	18	244,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600	529,100
	19	246,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800	530,000
	20	248,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000	530,900
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100	531,900
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900	
	23	248,500	273,800	301,900	323,300	371,100	420,400	470,300	
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000	
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500	
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900	
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300	
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700	
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100	
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500	
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800	
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100	
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400	
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700	
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000	
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300	
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600	
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500		
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800		
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100		

	基 礎	推 估	基 礎	推 估	基 礎	推 估	基 礎	推 估	基 礎	推 估
89	313,600	352,500	374,300							
90	313,800	352,700	374,600							
91	314,000	353,100	374,800							
92	314,200	353,400	375,100							
93	314,600	353,600	375,400							
94	314,800	353,800	375,800							
95	315,000	354,200	376,200							
96	315,300	354,400	376,600							
97	315,600	354,600	377,100							
98	315,800	354,900	377,500							
99	316,000	355,200	377,900							
100	316,300	355,400	378,300							
101	316,600	355,600	378,800							
102	316,800	355,800								
103	317,000	356,200								
104	317,300	356,400								
105	317,600	356,600								
106	356,900									
107	357,300									
108	357,700									
109		357,900								
定年 任用 臨時 契約職 員	基 礎 俸給月額 円	推 估 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	推 估 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	推 估 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	推 估 俸給月額 円	基 礎 俸給月額 円	推 估 俸給月額 円
	219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700	484,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事規則で定めるものに通
用する。

現 行 案									
ハ 医療職俸給表(三)									
職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500	
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700	
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900	
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000	
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900	
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800	
	7	232,500	265,200	296,500	310,400	337,100	384,300	440,600	
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500	
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200	
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	446,800	
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600	
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200	
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500	
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800	
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400	
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000	
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700	
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300	
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800	
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200	
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300	
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600	
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900	
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400	
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400	
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000	
	27	265,600	283,300	306,500	324,300	359,400	420,500	468,700	
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300	
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200	
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900	
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700	
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500	
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200	
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900	
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600	
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400	
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200	
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000	
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700	
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400	
ハ 医療職俸給表(三)									
職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400	
	2	234,400	267,800	305,200	319,400	343,300	388,000	444,600	
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800	
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000	
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000	
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000	
	7	243,400	276,200	307,600	321,500	348,800	397,500	454,800	
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700	
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400	
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000	
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800	
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400	
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700	
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000	
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600	
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200	
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900	
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500	
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000	
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400	
	21	270,300	288,500	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500	
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800	
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100	
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600	
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600	
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200	
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900	
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500	
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400	
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100	
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900	
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,800	486,700	
	33	280,600	298,800	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400	
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100	
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,000	444,900	488,800	
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600	
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400	
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,000	
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900	
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600	

41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200			41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800			42	286,200	303,200	328,500	351,200	391,800	453,100		
43		276,500	318,400	340,800	381,000	440,900			43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200		
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000			44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300		
45		277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000		45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300		
46		278,600	294,000	321,100	343,600	384,300	443,500		46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800		
47		279,300	294,500	322,100	344,500	386,100	444,000		47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300		
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400			48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700		
49		280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000		49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300		
50		281,300	296,300	324,800	348,100	389,300	445,500		50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800		
51		281,500	296,300	325,800	349,500	390,300	445,900		51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200		
52		281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400		52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700		
53		282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900		53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200		
54		282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300		54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600		
55		282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600		55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900		
56		283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900		56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200		
57		283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300		57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600		
58		284,100	299,700	332,200	356,900	395,600			58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700			
59		284,400	300,400	333,200	358,000	396,300			59	294,800	311,400	344,300	369,600	408,400			
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900				60	295,100	312,100	345,300	370,500	409,000			
61		285,100	301,800	335,000	360,500	397,500			61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600			
62		285,500	302,700	336,100	361,500	398,100			62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200			
63		285,900	303,600	337,300	362,700	398,800			63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900			
64		286,200	304,300	338,500	363,700	399,400			64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500			
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100				65	296,900	316,000	350,400	376,900	412,200			
66		286,900	305,900	340,300	365,700	400,600			66	297,200	316,900	351,500	377,900	412,700			
67		287,300	306,700	341,400	366,800	401,200			67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300			
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700				68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800			
69		288,000	308,200	343,400	368,700	402,100			69	298,400	319,200	354,600	380,500	414,200			
70		288,500	309,100	344,100	369,800	402,700			70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800			
71		288,900	310,000	345,200	370,900	403,100			71	299,300	321,000	356,400	382,900	415,200			
72	289,200	310,800	346,300	371,800	403,400				72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500			
73		289,600	311,700	347,400	372,600	403,700			73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800			
74		290,100	312,500	348,600	373,400	404,200			74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300			
75		290,500	313,400	349,700	374,200	404,600			75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700			
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900				76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000			
77		291,600	315,100	351,900	375,500	405,200			77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300			
78		292,100	316,000	353,000	376,000	405,700			78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800			
79		292,500	316,900	354,000	376,500	406,200			79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300			
80		293,100	317,900	355,100	377,000	406,600			80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700			
81		293,600	318,400	356,000	377,600	406,900			81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000			
82	定年 前年	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300			82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400			
83		294,500	320,100	357,900	379,000	407,800			83	304,900	330,600	369,100	390,200	419,900			
84	間勤 任用 臨時 職員	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200			84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300			
85		295,400	321,700	359,800	379,500	408,600			85	306,800	332,300	371,000	391,100	420,700			
86	業務 員以 外の 職員	295,800	322,600	360,600	379,900				86	306,200	333,100	371,800	391,500				
87		296,300	323,600	361,400	380,500				87	306,700	334,100	372,600	392,100				
88		296,500	324,600	362,200	381,000				88	307,200	335,100	373,400	392,600				

– 54 –

	137	313,500	345,900						
	138	314,200	346,900						
	139	314,500	346,300						
	140	314,800	346,700						
	141	315,000	347,000						
	142	315,300	347,400						
	143	315,700	347,700						
	144	316,000	348,100						
	145	316,200	348,400						
	146	316,400	348,800						
	147	316,700	349,200						
	148	317,000	349,600						
	149	317,200	349,900						
	150	317,400	350,300						
	151	317,700	350,700						
	152	318,000	351,100						
	153	318,400	351,400						
	154	318,600							
	155	318,800							
	156	319,100							
	157	319,400							
	158	319,700							
	159	320,000							
	160	320,300							
	161	320,700							
	162	321,000							
	163	321,300							
	164	321,600							
	165	322,000							
	166	322,300							
	167	322,600							
	168	322,900							
	169	323,300							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

	137	323,500	355,900						
	138	323,800	356,300						
	139	324,100	356,700						
	140	324,400	357,100						
	141	324,600	357,400						
	142	324,900	357,800						
	143	325,300	358,100						
	144	325,600	358,500						
	145	325,800	358,800						
	146	326,000	359,200						
	147	326,300	359,600						
	148	326,600	360,000						
	149	326,800	360,300						
	150	327,000	360,700						
	151	327,300	361,100						
	152	327,600	361,500						
	153	328,000	361,800						
	154	328,200							
	155	328,400							
	156	328,700							
	157	329,000							
	158	329,300							
	159	329,600							
	160	329,900							
	161	330,300							
	162	330,600							
	163	330,900							
	164	331,200							
	165	331,600							
	166	331,900							
	167	332,200							
	168	332,500							
	169	332,900							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	基準 修正月額 円	
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

現 行						改 正						案															
別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)												別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)															
職員の区分		職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
号 俸		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		号 俸		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額	
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500	4	217,700	271,600	302,200	330,300	426,300	
5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700	8	224,000	276,000	305,700	335,600	433,500	
9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100	12	230,200	279,700	309,700	341,300	439,600	
13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400	15	233,500	282,600	313,100	345,900	389,900	443,700	16	234,600	283,400	314,100	347,300	444,900	
17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100	18	236,600	284,600	316,200	349,400	395,000	447,400	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,300	20	238,500	286,100	318,200	353,400	449,900	
21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,800	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	
25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,600	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	
29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400	31	251,600	295,900	329,100	369,700	412,400	458,300	32	252,200	296,700	330,200	371,100	413,500	
33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	460,300	36	255,600	300,500	334,400	376,400	416,200	
37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,800	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	
40																											

別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)												別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)															
職員の区分		職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
号 俸		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		号 俸		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額		俸給月額	
円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	4	227,600	282,000	312,900	384,400	439,900		
5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600	7	232,500	285,400	315,600	346,900	389,300	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900		
9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800	10	237,500	288,200	318,200	350,300	389,800	450,300	11	239,300	289,200	319,400	351,800	391,400	12	240,300	290,100	320,500	393,000	442,200		
13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	16	244,600	293,800	325,000	359,500	404,400		
17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	20	248,500	296,500	329,300	365,700	411,000		
21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900		
25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700		
29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200		
33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,500	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	36	265,300	311,000	346,000	389,300	429,500		
37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	474,600	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	40	268,000	314,700	350,000	394,800	475,200		
40																											

現 行					改 正 案						
別表第十 専門スタッフ職俸給表 (第六条関係)					別表第十 専門スタッフ職俸給表 (第六条関係)						
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	円 375,500	円 449,900	円 503,600	円 643,300	1	1	円 388,500	円 465,200	円 520,500	円 664,500
2	2	377,000	454,300	509,200	679,900	2	2	390,000	469,600	526,100	701,100
3	3	378,500	458,300	514,700	716,500	3	3	391,500	473,600	531,600	737,700
4	4	380,000	462,200	520,100		4	4	393,000	477,500	537,000	
5	5	381,400	465,800	525,400		5	5	394,400	481,100	542,300	
6	6	382,900	469,600	530,500		6	6	395,900	484,900	547,400	
7	7	384,300	472,900	535,600		7	7	397,300	488,200	552,500	
8	8	385,700	476,200	540,300		8	8	398,700	491,500	557,200	
9	9	387,200	479,500	543,700		9	9	400,100	494,800	560,600	
10	10	388,500	482,800	546,700		10	10	401,400	498,100	563,600	
11	11	390,000	486,000	549,500		11	11	402,900	501,300	566,400	
12	12	391,400	489,200	552,100		12	12	404,300	504,500	569,000	
13	13	392,900	492,200	554,700		13	13	405,800	507,500	571,600	
14	14	394,600	495,200	557,100		14	14	407,500	510,500	574,000	
15	15	396,300	498,000	559,500		15	15	409,200	513,300	576,400	
16	16	398,000	500,700	561,700		16	16	410,800	516,000	578,600	
17	17	399,400	503,300	563,900		17	17	412,200	518,600	580,800	
18	18	401,000	505,700	566,100		18	18	413,800	521,000	583,000	
19	19	402,600	508,100	568,100		19	19	415,400	523,400	585,000	
20	20	404,100	510,300	570,100		20	20	416,900	525,600	587,000	
21	21	405,800	512,500	572,100		21	21	418,500	527,800	589,000	
22	22	407,000	514,500			22	22	419,700	529,800		
23	23	408,300	516,500			23	23	421,000	531,800		
24	24	409,600				24	24	422,300			
25	25	410,900				25	25	423,600			
26	26	412,000				26	26	424,700			
27	27	413,100				27	27	425,800			
28	28	414,000				28	28	426,700			
29	29	415,000				29	29	427,700			
30	30	416,000				30	30	428,700			
31	31	417,000				31	31	429,700			
32	32	417,900				32	32	430,600			
33	33	418,700				33	33	431,400			
34	34	419,000				34	34	431,700			
35	35	419,300				35	35	432,000			
36	36	419,600				36	36	432,300			
37	37	419,800				37	37	432,500			
38	38	420,100				38	38	432,800			
39	39	420,400				39	39	433,100			
40	40	420,700				40	40	433,400			

	41	420,900			
	42	421,100			
	43	421,400			
	44	421,700			
	45	422,000			
	46	422,300			
	47	422,600			
	48	422,800			
	49	423,000			
	50	423,300			
	51	423,600			
	52	423,800			
	53	424,000			
	54	424,300			
	55	424,600			
	56	424,800			
	57	425,000			
	58	425,300			
	59	425,600			
	60	425,800			
	61	426,000			
	62	426,300			
	63	426,600			
	64	426,800			
	65	427,000			
定年前年 任用 短時間 勤務 職員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		341,600	446,700	503,100	643,300
備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。					

	41	433,600			
	42	433,800			
	43	434,100			
	44	434,400			
	45	434,700			
	46	435,000			
	47	435,300			
	48	435,500			
	49	435,700			
	50	436,000			
	51	436,300			
	52	436,500			
	53	436,700			
	54	437,000			
	55	437,300			
	56	437,500			
	57	437,700			
	58	438,000			
	59	438,300			
	60	438,500			
	61	438,700			
	62	439,000			
	63	439,300			
	64	439,500			
	65	439,700			
定年前年 任用 短時間 勤務 職員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		370,300	483,000	543,600	693,100
備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。					

現		行		改		正		案	
別表第十一 指定職俸給表 (第六条関係)					別表第十一 指定職俸給表 (第六条関係)				
号 俸		俸 給 月 額		号 俸		俸 給 月 額			
		円				円			
1		736,000		1		759,000			
2		794,000		2		819,000			
3		852,000		3		878,000			
4		933,000		4		961,000			
5		1,006,000		5		1,036,000			
6		1,078,000		6		1,110,000			
7		1,153,000		7		1,188,000			
8		1,224,000		8		1,261,000			
備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。									

※○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）（第二条関係）
「現行」は、第一条の規定による改正（この法律の公布日から施行）後のもの

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の九において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。 2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）に定める公邸及び無料宿舍については行わない。 （住居手当） 第十一条の十 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃（	第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の九において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。 2 （同上） （住居手当） 第十一条の十 （同上） 一 （同上）

使用料を含む。以下同じ。を支払っている職員（国家公務員宿舍法第十三条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。）
 二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第十二条の三第七項第二号において同じ。）が居住するのための住宅（国家公務員宿舍法第十三条の規定による有料宿舍その他人事院規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つて、認められるものとして人事院規則で定めるものとする。認められるものとして人事院規則で定めるものとする。居住手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいづれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。
 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 イ 月額二万七千円以下の家賃を支払っている職員
 ロ 家賃の月額から一万六千円を控除した額
 一 家賃の月額から二万七千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円）を一万七千円に加算した額
 二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 三 前二項に規定するものは、これを切り捨てた額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 必要な事項は、人事院規則で定める。

二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第十三条の規定による有料宿舍その他人事院規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つて、認められるものとして人事院規則で定めるものとする。認められるものとして人事院規則で定めるものとする。居住手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいづれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。
 二・三 （同上）

二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(通勤手当)
十二条 (同上)

通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

通勤のため自動車その他の交通の用具で人事院規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三、通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第六項において「運賃等相当額」という。）
二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、六

二 前項第二号に掲げる職員 支給単位期間につき、六

3
 万六千四百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離
 の区分に応じて人事院規則で定める額（第十二条の四
 第一項の規定により在宅勤務手当を支給される職員
 及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間に
 りの通勤回数等を考慮して人事院規則で定める職員に
 定める。）にあつては、その額から、その額に人事院規
 三 前項第三号に掲げる職員が交通機関等を利用せず、
 かつ、自動車を乗じて得た額を減じた額）
 のとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自
 動車等の使用距離等の事情を考慮して、第一号に定め
 る額又は前号に定める額
 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、
 所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたこ
 とにより、通勤の実情に変わりを生ずることとなつた職
 員に人事院規則で定めるものうち、第一項第一号又は第
 三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の
 住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定め
 る居住を含む。）から通勤のため、新幹線、鉄道等の特
 別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一
 号、次項及び第六項において「新幹線、鉄道等」という。
 ）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係
 る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃
 等に相当する額を減じた額をいう。第一号及び次項にお
 いて同じ。）を負担することとを常例とするものに掲げる
 通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲
 一 通勤手当の区分に依り、当該各号に定める額とする。
 当 新幹線、鉄道等の利用に係る特別料金等（第十二条の
 により支給された当該職員の支給単位期間の通勤に要す
 る特別料金等の額に相当する額（第六項において「特
 別料金等相当額」という。）
 別料金等相当額」という。）

3
 10
 （同上）

三
 （同上）
 万六千四百円を超えない範囲内で自動車等の使用距離
 の区分に応じて人事院規則で定める額（第十二条の三
 第一項の規定により在宅勤務手当を支給される職員
 及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間に
 りの通勤回数等を考慮して人事院規則で定める職員に
 定める。）にあつては、その額から、その額に人事院規
 三 前項第三号に掲げる職員が交通機関等を利用せず、
 かつ、自動車を乗じて得た額を減じた額）
 のとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自
 動車等の使用距離等の事情を考慮して、第一号に定め
 る額又は前号に定める額

該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支	当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、	号に定める額の合計額が十五万円を超え、職員の前	二以上の場合において、その合計額（新幹線鉄道等が	の支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等	額（交通機関等が二以上ある場合において、その合計	額（交通機関等が二以上ある場合において、その合計	6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た	二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定	一 千円を超えない範囲内の一箇月当たり、駐車場の料	号に定める額とする。	ら、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各	員を除く。ことを常例とするもの（人事院規則で定める職	負担する。ことを常例とするもの（人事院規則で定める職	に於いて「駐車場の満たすものに限る。第一号及び第九項	則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項	駐車のための施設（その所在地及び利用形態が、自動車等の	5 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車の	手当の額の算出について準用する。	と認められるものと支給される職員との権衡上必要がある	に於ける通勤手当を支給する職員に限る。その事情等を考慮し	て、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を	、人事院規則で定める住居（当該住居に相当するものとし	、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとし	4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員とな	二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定	二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定	二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定	二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定
----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-------------------	---------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	-------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	7 手当に於ては、人事院規則で定める期間に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合と	8 人事院規則で定める日に支給する。	9 給単位期間のうちこれらが生じた場合には、当該職員に、支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事院規則で定める期間（自動車等及び駐車を単位とする通勤手当にあつては、一箇月）をいう。	10 う 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要事項は、人事院規則で定める。	第十二条の二（単身赴任手当） 転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移動の直前の住居から当該異動又は官署の移動の直前の官署に通勤することとが通勤距離等を考慮して人
---	---	---------------------------	---	--	---

第十二条の二（同上）
 （単身赴任手当）

2 単身赴任手当の月額は、三万円とする。	3 新たに俸給表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であるとする職員その他のうち、単身で生活することを常況とする職員との他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	3 事 ・ 4 (同上)	2 単身赴任手当の月額は、三万円（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）とする。
第 十二 条の 三 (転居手当) 職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合）には、人事院規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が人事院規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から三年間（単	(新設)		

身赴任手当支給職員にあつては、前条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当が支給される間、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。	2 転居手当の月額は、四万三千円（単身赴任手当支給職員にあつては、十万五千円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて人事院規則で定める額とする。	3 第一項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつたとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは、転居手当を支給することが適当でない場合として人事院規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は、人事院規則で定める。	4 第一項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴つて同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。	5 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住
---	--	---	--	--

居を移転したもののその他第一項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。	6 前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。	7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	一 異動等 官署を異にする異動又は職員の在勤する官署の移転	二 特定転居元 異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要があると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して人事院規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）	三 往来距離 人事院規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離	四 単身赴任手当支給職員 前条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員	3 2 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給	第12条の4 住居その他これに準ずるものとして人事院規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事院規則で定める時間を除く。）の全部を勤務すること、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。	第12条の三（在宅勤務等手当）
--	--	---	--------------------------------------	---	---	--	-------------------------------------	---	------------------------

2・3 （同上）

第12条の三 （同上）

に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(給与の減額)

第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十五条第一項に規定する休日勤務代休時間（同項の規定により休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を除く。）又は休日勤務代休時間である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第十六条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超勤手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に同条第二号に掲げる勤務に係る休日給が支給されることとなる日を除

(給与の減額)

第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)
第十六条 (同上)

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）にお

– 73 –

五）から第一項に規定する人事院規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給すること
を要しない。
5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（休日給）

第十七条 勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日）が勤務時間法第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日となるときは、人事院規則で定める日（勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日（以下この条において「休日等」と総称する。））の正規の勤務時間（勤務時間法第十五条第一項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下この条において「休日等正規勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられた職員には、休日等正規勤務時間等中に勤務した全時間に対して、勤務一時間に付き、第十九条に規定する勤務一時間当たりとの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。
一 次号に掲げる勤務以外の勤務

（休日給）

第十七条 祝日法による休日等（勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日）が勤務時間法第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日となるときは、人事院規則で定める日（勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日（以下この条において「休日等」と総称する。））の正規の勤務時間（勤務時間法第十五条第一項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下この条において「休日等正規勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられた職員には、休日等正規勤務時間等中に勤務した全時間に対して、勤務一時間に付き、第十九条に規定する勤務一時間当たりとの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（新設）

二 次のイ又はロに掲げる勤務 イ 休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務 時間を含む勤務時間法第十五条第一項に規定する休 日を除く。）における勤務 ロ 一日の勤務時間の全部につき勤務時間法第十五条 第一項の規定により休日勤務代休時間が指定された 日（第十九条の三第一項において「全部休日勤務代 休時間指定日」という。）における勤務	第十九条の三 管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸給 表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上である もの（以下「管理監督職員等」という。）又は指定職俸 給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の 公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七 条及び第八条第一項の規定に基づく週休日若しくは勤務 時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項におい て読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時 間を割り振らない日又は勤務時間法第十五条第一項に規 定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定 された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えら れた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは全部休日 勤務代休時間指定日（次項において「週休日等」という 。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別 勤務手当を支給する。	2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員等又は指定 職俸給表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨 時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時ま での間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正 規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員 には、管理職員特別勤務手当を支給する。	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合
---	--	---	-----------------------------------

（新設）	（管理職員特別勤務手当） 第十九条の三 管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸給 表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上である もの（以下「管理監督職員等」という。）又は指定職俸 給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の 公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七 条及び第八条第一項の規定に基づく週休日若しくは勤務 時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項におい て読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時 間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年 末年始の休日等（次項において「週休日等」という。） に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務 手当を支給する。	2 4 （同上）
-------------	---	---------------------

の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事院規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に百分の百五十を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員との権衡上必要がある）と認められるものとして人事院規則で定める職員にあっては、第一号イ又は第二号イに定める額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。	一 第一項に規定する場合、次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額 イ 管理監督職員等 一万二千円を超えない範囲内に おいて人事院規則で定める額 ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 イの人事院規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額	二 前項に規定する場合、次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額 イ 管理監督職員等 六千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額 ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 イの人事院規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額	4 前三項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。	第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規
--	---	---	---	---

第十九条の四
（期末手当）
（同上）

定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項第一号イ及び第二号において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十八・七五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、専門

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合に百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項第一号イ及び第二号において「特定管理職員」という。）にあつては、六月に支給する場合に百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 （同上）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の七十三・七五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」とする。

4 6 （同上）

スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに
対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び
扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額
とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が
三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸
給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の
度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表
につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適
用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、
同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整
手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動
手当の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮
して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十
を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得
た額(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職
員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超え
ない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を
加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額と
する。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は
、人事院規則で定める。

第十九条の七 (勤勉手当)

下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日
」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員
の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日
以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、そ
れぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給
する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡

第十九条の七 (勤勉手当)

(同上)

2		した職員（人事院規則で定める職員を除く。）について
も、同様とする。		
2		勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
一	前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ	ロに掲げる職員以外の職員	当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額合計額を加算した額に百分の百七・五（特定管理職員にあっては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額
ロ	指定職俸給表の適用を受ける職員	当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百八・七五を乗じて得た額の総額
二	前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員	当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百五十二・五（特定管理職員にあっては、百分の百五十二・五）を乗じて得た額の総額

2		（同上）
一		（同上）
イ	ロに掲げる職員以外の職員	当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百六・二五（特定管理職員にあっては、百分の百二十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあっては、百分の百二十八・七五）を乗じて得た額の総額
ロ	指定職俸給表の適用を受ける職員	当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の百十を乗じて得た額の総額
二	前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員	当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五十一・二五（特定管理職員にあっては、百分の百五十一・二五）、十二月に支給する場合には百分の百五十三・七五（特定管理職員にあっては、百分の百五十三・七五）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。 4 第十九条の四五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。 5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する支給日において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第十九条の七第一項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」と読み替えるものとする。	3 5 総額 (同上) にあつては、百分の六十三・七五)を乗じて得た額の
---	--

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）（第三条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第八条（週休日の振替等） 各省各庁の長は、職員に第六条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事院規則の定めるところにより、第六条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事院規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間の一部を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 2 前項の規定は、職員に第六条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。 第十三条の二（超勤代休時間） 各省各庁の長は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十六条第三項の規定により超勤手当を支給すべき職員に対して、人事院規則の定めるところにより、当該超勤勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事院規則で定める期間内にある勤務日等（第十五条第一項に規定する休	第八条（週休日の振替等） 各省各庁の長は、職員に第六条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事院規則の定めるところにより、第六条第二項若しくは第三項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事院規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 2（同上） 第十三条の二（超勤代休時間） 各省各庁の長は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十六条第三項の規定により超勤手当を支給すべき職員に対して、人事院規則の定めるところにより、当該超勤勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事院規則で定める期間内にある勤務日等（第十五条第一項に規定する休

日を除く。に割り振られた勤務時間（第十五条第一項に規定する休日勤務代休時間を除く。）の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日勤務代休時間）

第十五条 各省各庁の長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部（以下この項において「休日勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事院規則の定めるところにより、当該休日勤務時間に代わる時間（次項において「休日勤務代休時間」という。）として、人事院規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間（第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間として指定された勤務時間及び休日である勤務日等に割り振られた勤務時間を除く。）の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）を指定することができる。

2 前項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員は、当該休日勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第十六条 職員の休暇は、年次有給休暇、年次無給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 （同上）

（休日の代休日）

第十五条 各省各庁の長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部（以下この項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事院規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2

前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第十六条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

第十七条（年次有給休暇） 年次有給休暇は、一の年ごとに掲げる休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。	一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数）	二 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの その年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数	三 当該年の前年において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 行政執行法人職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事院規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。 3 年次有給休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならぬ。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、こ
第十七条（年次休暇） 年次休暇は、一の年ごとに掲げる休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。	一・二 （同上）	三 当該年の前年において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 行政執行法人職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事院規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。 3 年次有給休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならぬ。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、こ	省各庁の長の承認を受けなければならぬ。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、こ

、これを承認しなければならない。

（年次無給休暇）

第十七条の二 年次無給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において七日とする。

2 年次無給休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として人事院規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。

3 年次無給休暇については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

れを承認しなければならない。

（新設）

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）（第四条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正案		現行																							
（給与に関する特例） 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。		（給与に関する特例） 第六条 （同上）																							
4 各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事	3 各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）次項及び次条において「給与法」という。）第七條に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。同項及び第五項において同じ。）は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて人事院規則で定める基準に従い決定する。	2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。	2 （同上）																						
	<table><tr><th>号俸</th><th>俸給月額 円</th></tr><tr><td>1</td><td>370,000</td></tr><tr><td>2</td><td>408,000</td></tr><tr><td>3</td><td>438,000</td></tr></table>	号俸	俸給月額 円	1	370,000	2	408,000	3	438,000		<table><tr><th>号俸</th><th>俸給月額 円</th></tr><tr><td>1</td><td>428,000</td></tr><tr><td>2</td><td>491,000</td></tr><tr><td>3</td><td>556,000</td></tr><tr><td>4</td><td>642,000</td></tr><tr><td>5</td><td>746,000</td></tr><tr><td>6</td><td>851,000</td></tr></table>	号俸	俸給月額 円	1	428,000	2	491,000	3	556,000	4	642,000	5	746,000	6	851,000
号俸	俸給月額 円																								
1	370,000																								
2	408,000																								
3	438,000																								
号俸	俸給月額 円																								
1	428,000																								
2	491,000																								
3	556,000																								
4	642,000																								
5	746,000																								
6	851,000																								

情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一律から各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかの各整数を順次乗じて得られる額を指定職俸給表八号俸の額に相当する額（給与法の指定職俸給表八号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する額とすることができ。5 各庁の長は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事院規則で定めるところにより、その俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。6 第三項の規定による号俸の決定、第四項の規定による俸給月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与法の適用除外等）
 第七條 給与法第六條、第八條、第十條から第十一條まで、第十一條の十及び第十九條の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三條第一項、第七條、第十一條の九第一項、第十九條の三第一項、第十九條の四第二項、第二十條及び第二十一條第一項の規定の適用については、給与法第三條第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六條の規定」と、給与法第七條中「この法律」とあるのは「第六條の規定」と、給与法第三條の六條の規定」と、給与法第十一條の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三條

（給与法の適用除外等）
 第七條 （同上）
 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三條第一項、第七條、第十一條の九第一項、第十九條の三第一項、第十九條の四第二項、第二十條及び第二十一條第一項の規定の適用については、給与法第三條第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六條の規定」と、給与法第七條中「この法律」とあるのは「第六條の規定」と、給与法第三條の六條の規定」と、給与法第十一條の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三條

第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、
 給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」
 」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規
 定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管
 理監督職員等」」と、給与法第十九条の四第二項中「百
 分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と
 「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十
 」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付
 研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この
 法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六
 条」とする。

第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、
 給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」
 」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規
 定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管
 理監督職員等」」と、給与法第十九条の四第二項中「百
 分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と
 「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十
 」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付
 研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この
 法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六
 条」とする。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（抄）（第五条関係）

※ 「現行」は、第四条の規定による改正（この法律の公布日から施行）後のもの

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（給与法の適用除外等） 第七条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。	（給与法の適用除外等） 第七条 （同上） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

「とする。」

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（抄）（第六条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正案	（給与に関する特例） 第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。	<table><tr><th>号俸</th><th>俸給月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>419,000</td></tr><tr><td>2</td><td>470,000</td></tr><tr><td>3</td><td>525,000</td></tr><tr><td>4</td><td>593,000</td></tr><tr><td>5</td><td>677,000</td></tr><tr><td>6</td><td>790,000</td></tr><tr><td>7</td><td>923,000</td></tr></table>	号俸	俸給月額		円	1	419,000	2	470,000	3	525,000	4	593,000	5	677,000	6	790,000	7	923,000
		号俸	俸給月額																	
	円																			
1	419,000																			
2	470,000																			
3	525,000																			
4	593,000																			
5	677,000																			
6	790,000																			
7	923,000																			
現行	（給与に関する特例） 第七条 （同上）	2 2 4 （同上） <table><tr><th>号俸</th><th>俸給月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000</td></tr><tr><td>5</td><td>655,000</td></tr><tr><td>6</td><td>765,000</td></tr><tr><td>7</td><td>893,000</td></tr></table>	号俸	俸給月額		円	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	7	893,000
		号俸	俸給月額																	
	円																			
1	405,000																			
2	455,000																			
3	508,000																			
4	574,000																			
5	655,000																			
6	765,000																			
7	893,000																			

（給与法の適用除外等）
第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条まで及び第十一条の十の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七條、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第十九条の七第二項第一号イ、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第七條の規定」と、給与法第七條中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の九十六・二五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の九十八・七五」と、給与法第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百六・二五」とあるのは「百分の八十八・七五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の九十一・二五」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七條」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條」とする。

（給与法の適用除外等）
第八条 （同上）

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七條、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第十九条の七第二項第一号イ、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号。以下「任期付職員法」という。）第七條の規定」と、給与法第七條中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の九十六・二五」と、給与法第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百六・二五」とあるのは「百分の八十八・七五」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七條」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條」とする。

(傍線部分は今回改正部分)

八条（給与法の適用除外等）
 現行
 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七
 条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第
 一項、第十九条の四第二項、第十九条の七第二項第一号
 イ、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用につ
 ては、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「
 この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特
 例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）以下「任
 期付職員法」という。」第七條の規定」と、給与法第七
 条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員
 法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職
 俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第
 七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「
 指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職
 員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第
 一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付
 職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む
 以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第
 二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の九
 十六・二五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは
 「百分の九十八・七五」と、給与法第十九条の七第二項
 第一号イ中「百分の百六・二五」とあるのは「百分の八
 十八・七五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百
 分の九十一・二五」と、給与法第二十条中「第六条」と

れる場合には、当該総額に三を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事院規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事院の承認を受けた額」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

あるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

改正案	現行
第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。 ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、特勤手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、又は退職手当を支給することができる。 ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。	第二百四条 （同上） ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、特勤手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）、又は退職手当を支給することができる。 ③ （同上）

○ 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）（抄）（附則第八条第二号関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるもの給料、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）通勤手当、単身赴任手当、転居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当、（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に係るものとす。）宿日直手当、勤勉手当、管理職員特別手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手	第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるもの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当、（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に係るものとす。）宿日直手当、勤勉手当、管理職員特別手当、管理職手当、寒冷地手当、退職手

当、寒冷地手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬、職務を行うために要する費用の弁償、期末手当及び勤勉手当（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。 一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。） 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。） 三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員	、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬、職務を行うために要する費用の弁償、期末手当及び勤勉手当（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。 一、三 （同上）
--	--

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。 一 常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。） 二 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員をいう。第六十九条において同じ。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者（常時勤務することとを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することとを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。） 2 この法律で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務（一般地方独立行政法人の業務を含む。第十五条及び第六十九条第一項を除き、以下同じ。）の性質を有するものを除くものとする。 一 住居と勤務場所との間の往復 二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の総務省令で定める就業の場所から勤務場所への移動（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の規定に違反して営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員の地位を兼ねて	（定義） 第二条 （同上） 2 4 （同上）

5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当（	より計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額の百分の六十	二 定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額を、次の各号に掲げる金額をいう。ただし、その期間の総日数で除して得た金額をいう。た	一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十	三 の移動（総務省令で定める要件に該当するものに限る） の場所から勤務場所への移動を除く。 の第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（総務省令で定める要件に該当するものに限る） の職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合には、当該逸脱又は中絶の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中絶が、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものである場合は、当該事由により行つた間の最小限度のものである場合	四 は、この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第七項において「災害発生の日」という）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。た	三 の移動（総務省令で定める要件に該当するものに限る） の場所から勤務場所への移動を除く。 の第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（総務省令で定める要件に該当するものに限る） の職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合には、当該逸脱又は中絶の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中絶が、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものである場合は、当該事由により行つた間の最小限度のものである場合
---------------------------------------	--	---	--	---	--	---

5
前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当（

第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。
 一、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）、
 二、へき地手当（これに準ずる手当を含む）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。
 三、第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。
 一、負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかつた日
 二、産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合には、十四週間）前から出産後八週間以内に、おいて勤務しなかつた日
 三、育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて勤務しなかつた日の勤務時間の全部又は一部について介護のために承認を受けて勤務しなかつた日及び一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日
 四、日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日及び一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日
 五、地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した該地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）の責めに帰すべき事由によつて

第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。
 一、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）、
 二、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める給与（第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあつては総務省令で定める給与）とする。
 三、（同上）

六 勤務することができなかつた日 勤務しなかつた日	七 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び災害発生の日から補償を支給すべき事由が生じた日までの間に職員の給与の改定が行われた場合その他の前三項の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、総務省令で定める。	八 第四項から前項までの規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額を平均給与額とする。	九 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で、その年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度以後の期間に係る分として支給するものの額の算定の基礎として用いる平均給与額は、第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額に、当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前年度の四月一日における国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に規定する職員（以下この項及び第三十六条第二項において「国の職員」という。）の給与水準を当該年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における総務大臣が定める率を乗じて得た額とする。	十 第八項の規定は、前項の平均給与額について準用する。 十一 年金たる補償について第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という
--------------------------------------	--	--	--	--

14 前項の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。	13 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第四項から第八項までの規定により平均給与額として計算した額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る平均給与額とする。	12 前項の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第二項において準用する同法第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。 。当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る平均給与額とする。
---	---	--

○ 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（附則第九条第一号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（国派遣職員に係る特例） 第四十三条の二十九（国派遣職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国際戦略港の港灣運営会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、埠頭群の運営の事業に関する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続き当該港灣運営会社として在職している場合における当該港灣運営会社の職員をいう。以下この条において同じ。）は、同法第八十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。 2 国家公務員法第六十六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、国際戦略港の港灣運営会社を含むものとする。 3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十条の八第三項及び第十二条の三第五項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。 4 国派遣職員は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。 5 国際戦略港の港灣運営会社又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）第	（国派遣職員に係る特例） 第四十三条の二十九（同上） 3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項及び第十条の八第三項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。 4 5 7 （同上） 2 （同上） 3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項及び第十条の八第三項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

特別職国家公務員等とみなす。	の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する	部分に限る。及び第五条（同号に係る部分に限る。）	法律（平成十八年法律第七十号）第四条（第五号に係る	7 法人職員等とみなす。	規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行	6 する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項の	第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。	百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条
-----------------------	----------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------	----------------------------------	------------------------------------	--------------------------------	----------------------------------

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（抄）（附則第九条
第二号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（国派遣職員に係る特例） 第七十八条 国派遣職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）は、同法第八十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。 2 国家公務員法第六十二条第三項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。 3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十条の八第三項及び第十二条の第三項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。 4 国派遣職員は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。 5 公共施設等運営権者又は国派遣職員は、国家公務員共	（国派遣職員に係る特例） 第七十八条 （同上） 2 （同上） 3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項及び第十条の八第三項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。 4、7 （同上）

6 国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなす。	7 国派遣職員は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第四条（第五号に係る部分に限る。）及び第五条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する特別職国家公務員等とみなす。
---	--

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）（附則第九条第三号関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第十条 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務（当該弁護士の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該弁護士の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。 2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項及び第十二条の三第五項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。	（一般職の職員の給与に関する法律の特例） 第十条 （同上） 2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項及び第十一条の八第三項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（平均給与額） 第四条 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第四項において単に「事故発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの期間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。 ただし、その金額は、次の各号のいずれかによつて計算した金額を下らないものとする。 一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合において、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十 二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合において、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額 2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十五条第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、在宅勤務等手当	（平均給与額） 第四条 （同上） 2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十五条第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊手当

4 ない前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び事故発生日から補償を支給すべき事由が生	六 勤務しなかった日	五 ては、当該行政執行法人の責めに帰すべき事由によ	四 時間介護の承認を受けて勤務しなかった日及び介	三 受けて育児休業の承認を受けて勤務しなかった日、承認を	二 妊産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊	一 とがでできなかった日	3 給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算す	3 当する日がある場合においては、その日数及びその間の	3 事院規則で定める給与とする。	、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。） 、特勤手当（同法第十四条の規定による手当を含む。） 、超勤手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び 管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定
--	-----------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	---	---------------------------------------	-------------------------	--	--	-----------------------------	---

3
5
(同上)

務手当（人事院規則で定めるものを除く。）
、特勤手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）
、超勤手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員
特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところ
により、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えること
ができる。）
、その他の職員にあつては、人事院規則で
定める給与とする。

5 均給の端 給与数と 額を生じ とする。	5 前四項の 規定によ つて計算 した平均 給与額に 一円未満	で定める。	場合にお ける平均 給与額の 計算につ いては、	職員の給 与の改定 が行われ た場合、	した日（以 下「補償 事由発生 日」とい う。）ま	での間に
--	--	----------------	---	---	--	---------------

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（教育職員の教職調整額の支給等） 第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第五条及び第六条第一項において同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）には、その者の給料月額額の百分の十（幼稚園の教育職員にあつては、百分の四）に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならぬ。 2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。 3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める内容条例で定めるものとする。 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。 二 休職の期間中に給料が支給される場合、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。 三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の	（教育職員の教職調整額の支給等） 第三条 （同上） 2 （同上） 3 （同上） 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する地域手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。 二、四 （同上）

地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。 四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。	第六條（教育職員） （教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等） 第六條 教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。以下この条において同じ。）を正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条から第八条までの第十一條及び第十二條の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。 二 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。 三 第一項の規定は、次に掲げる時間において教育職員を勤務させる場合について準用する。 一 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十四條に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日 二 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される時間（前号に掲げる時間を除く。）
第六條（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等） 第六條 （同上）	二 （同上） 三 第一項の規定は、次に掲げる日において教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合について準用する。 一 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十四條に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日 二 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
附則 （政府の措置） 第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の規定に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月の時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。） 一 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること。 二 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。 三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。 四 公立の義務教育諸学校等の教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。 五 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。 七 前各号に掲げるもののほか、公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減のために必要な措置 2 前項の「一箇月時間外在校等時間」とは、第一号に掲げる時間から第二号に掲げる時間を除いた時間として給	附則 （政府の措置） 第三条（同上） 2 （同上）

特法第七条第一項に規定する指針で定める時間をいう。	一 時間として外形上把握することができる時間	二 給特法第六条第三項各号に掲げる時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十五条の規定に相当する条例の規定による同条第一項に規定する休日勤務代休時間に相当する時間が指定された場合における当該休日勤務代休時間に相当する時間を除く。）以外の正規の勤務時間（同条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）
一 （同上）	二 給特法第六条第三項各号に掲げる日（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十五条の規定に相当する条例の規定による代休日）が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（給特法第六条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）	

